

世界の通信ビジネスの最新情報誌

K D D 総研

R&A

1997 November

11



今月の特集

- FCCのアクセス・チャージ決定の概要 3
ユニバーサルサービス支援制度の整備と併せ、地域分野の競争条件を整備。基本は地域競争（効率）とユニバーサルサービス（公正）の分離。
- RBOCsの域内長距離サービス提供のための具体的要件 14
FCC、第271条認証のためのガイドラインを示す。長距離サービス分野へのRBOCsの参入を巡る現在の閉塞的状況は果たして改善されるのか。
- マルチメディア・スーパー・コリドーの全貌と課題（第1回） 25
アジアのマルチメディア・ハブを目指し、新都市開発、アプリケーション開発、法制度の整備、税制面での外国企業誘致政策等を繰り広げる。

各国のテレコム情報

《米国》

- アームストロング氏、ヒューズ会長からAT&TのCEOに 32
AT&Tの現CEOアレン氏の後任に全くの異業種出身のウォルター氏を抜擢したものの早期に解任し、現AT&T役員のゼグリス氏が噂されていた。

《シンガポール》

- セルラー電話の複占、2000年4月1日以降崩れる 36
現在、SingTel MobileとMobileOneの複占であるセルラー電話で、98年中に更に2社を上限に免許を付与、基本通信入札者に有利か。

《ニュージーランド》

- ニュージーランドの電気通信 37
TCNZは規制緩和が進んで競争の激しいニュージーランドの通信市場で高収益を上げている。

《欧州委員会》

- 欧州委員会、番号計画に係わる指令案を提出 40
2000年1月1日までに事業者事前選択とナンバーポータビリティの導入を各加盟国に義務づける方向へ。
- 欧州委員会、加盟国の相互接続料金にガイドライン設定 42
世界的にも最も低い水準の相互接続料金により、通信市場への新規参入促進による競争の活性化を狙う。

《英国》

- コンディショナル・アクセスに関する諮問文書 45
貿易産業省' (Department of Trade and Industry以下DTI) と電気通信庁 (Office of Telecommunication 以下オフテル) は、本年7月、共同で、コンディショナル・アクセスに関する諮問文書を発出。



今月の特集

FCCのアクセス・チャージ決定の概要

大谷 潤

ユニバーサルサービス支援制度の整備と併せ、地域分野の競争条件を整備。基本は地域競争（効率）とユニバーサルサービス（公正）の分離。

1996年電気通信法は、地域市場への競争促進に係る詳細規則の制定をFCCに義務づけており、それらの規則は、その内容が（1）相互接続、（2）ユニバーサルサービス、（3）アクセス・チャージの3点からなることから「地域競争のための三部作」と称されている。

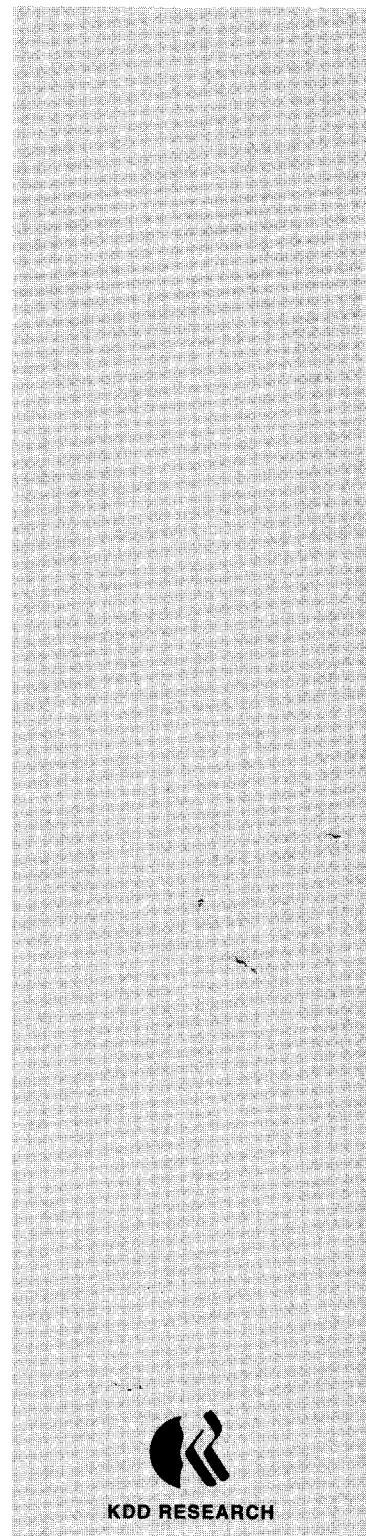
相互接続ルールは、昨年（1996年）7月に決定が発出され、控訴審による差し止めを経て、料金算定に係る管轄権限をFCCは有しないとの判決が出されるに至っている。

ユニバーサルサービス支援制度については、本年（1997年）5月に第一次決定が発出され、実施に向けての手続きが進められている。

アクセス・チャージについては、本年5月に、ユニバーサルサービス支援制度と同時に決定が発出されており、本稿において、同決定の内容について、アクセス・チャージの定義、経緯、構造と併せて概説する。

1. アクセス・チャージの定義

米国通信法第251条に規定されている「相互接続」は、全ての事業者間接続を指すが、FCCの規則制定手続きにおいては、「三部作」にあるとおり、「（狭義の）相互接続」と「アクセス」に分類されている。これは昨年4月に発出された、相互接続に係る規則制定案公示（NPRM）において明記され、これ以降のFCC関連文書において、「（狭義の）相互接続」は、地域網事業者間（競争事業者間）接続を指し、「アクセス」は、長距離通信事業者による地域網（いわゆる足回り）との接続を指





すとされている。これは、米国におけるアクセス・チャージが、その経緯のために、ユニバーサルサービス支援のための補助金の負担という、(狭義の) 相互接続料金とは全く異なるコスト要素を含むためである。

2. アクセス・チャージの経緯の概要

長距離サービスの収入が地域サービスの補助を最初に行ったのは、第二次世界大戦のことである。当時の米国の通信市場をほぼ独占していたAT&Tでは、長距離サービスにおける急速な技術革新の進展を背景に余剰利益が発生していた。FCCはこの余剰利益を、電話の普及（ユニバーサルサービス）を目的に、長距離料金の値下げではなく地域サービスの料金を安価に維持するために用いることを義務づけた。長距離料金の8割がこの補助に充てられた時期もある。

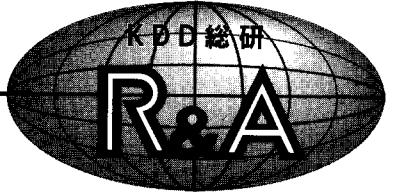
この長距離サービスの料金の高留りはMCI等の競争事業者の参入を促した。AT&Tは、ユニバーサルサービスを大義名分とする競争の制限を主張し、接続問題が持ち上がったが、電話普及率の向上、独占の非効率の問題、或いは明らかに違法な参入阻止行為の露呈等により、反トラスト法に基づく1984年の分割に至り、同時に、全ての長距離事業者を基本的には同等に扱うアクセス・チャージ制度が確立された。尚、ユニバーサルサービス基金制度は、これとは別に設けられている。

3. アクセス・チャージの構造

アクセス・チャージには、長距離事業者から地域事業者に支払われる「事業者アクセス・チャージ」と加入者（エンドユーザ）から地域事業者により支払われる「加入者アクセス・チャージ」の2つがある。・

3-1 事業者アクセス・チャージ

「アクセス」は、管轄権限に応じて2つに分類される。すなわち、FCCが管轄する州際長距離サービスの足回りとしての州際アクセスと、各州の公益事業委員会等が管轄する州内長距離（LATA間）サービスの足回りとしての州内LATA間アクセス



である。

今回の決定における事業者アクセス・チャージは、FCCの管轄下にある州際アクセス・チャージのみを扱っている。

州際アクセスは、コスト要素（設備構成）から以下の3つに分類される。

- (1) 加入者回線
- (2) ローカル／タンデム交換機能
- (3) 中継（トランク）回線

州際アクセス・チャージのほとんどは、従量制（分単位）料金が設定されており、発信と着信の両端で課されている。また、特に(1)加入者回線に係るアクセス・チャージは「事業者共通回線料金（Common Carrier Line Charge / CCLC）」と称されている。

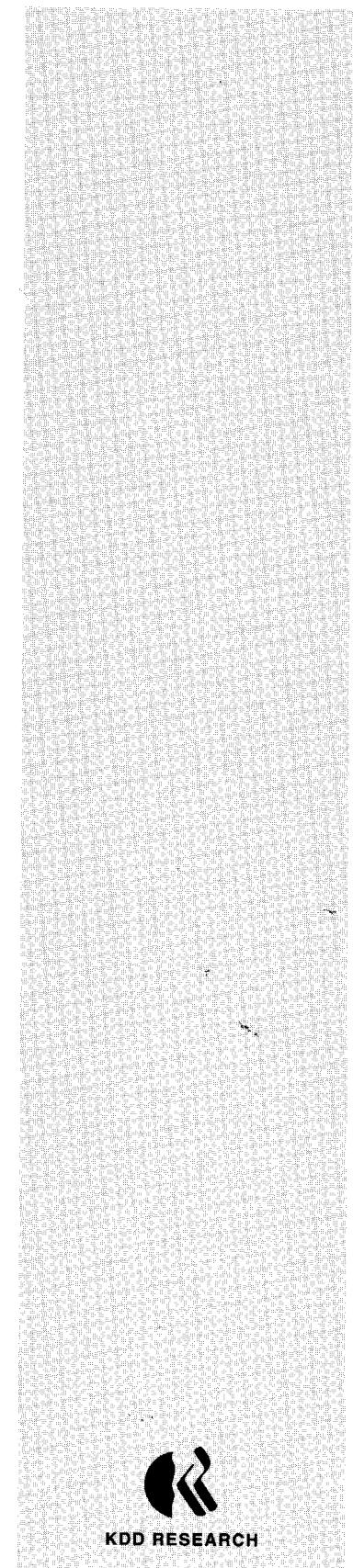
3-2 加入者アクセス・チャージ (Subscriber Line Charge / SLC)

そもそも長距離事業者が補助として負担するアクセス・チャージの恩恵を受けるエンドユーザが、アクセス・チャージの一部を負担するというのは矛盾に見えるが、これは、補助を縮小し受益者負担に近付ける手段として設けられた制度である。この背景には、大口ビジネスユーザによる補助金負担の回避（長距離サービス支払額削減）行動があった。

長距離サービスの足回りには、通常の加入者回線を経由する形態と、長距離事業者の局舎まで専用回線を別に設定する（いわゆる直加入型）形態があり、直加入型回線は、十分なトラフィック量を有しコストメリットが出る大口ビジネスユーザにより、ユニバーサルサービスの補助を含まない点で通常の加入者回線より安価に利用できるため多く採用されるようになった。この結果、ユニバーサルサービスの補助負担は中小口ビジネス或いは個人ユーザに集中することとなり、長距離サービス料金の高騰が危惧された。

そこでFCCは、直加入型の足回りへの移行インセンティブを低下させる（損益分岐点となるトラフィック量を上昇させる）ことを目的に、加入者アクセス・チャージを設定して長距離サービスの収入からの補助の削減を図った。これは、補助の支払側の負担軽減、即ち補助の受取側の負担増であり、上述のとおり、実質的な受益者負担への移行と位置付けられる。

尚、加入者アクセス・チャージには、全ての加入者に月額固定の費用を負担させ





●FCCのアクセス・チャージ決定の概要

る形態が採用された。

4. アクセス・チャージ決定の内容

41 基本方針

今回のアクセス・チャージ決定は、アクセス・チャージを、究極的に補助を含まないコストベースの料金とするための移行スケジュールの形成を目的としているといえる。これは、アクセスを、(狭義の) 相互接続と同一化することを意味していると言い換えることができる。

この背景には、アクセス・相互接続市場を含む地域分野の競争環境の整備及びユニバーサルサービス決定による支援制度（第三者機関を通じた補助金の集配）の強化を通じた公平性の徹底がある。詳細は後述する。

42 変更内容

(1) CCLCからPICC（及びSLC）への移行

現在、加入者回線区間の事業者アクセス・チャージは従量制（分単位）で課金されるCCLC（事業者共通回線料金）の形態が適用されている。今回の決定では、事前登録長距離事業者料金（Primary Interexchange Carrier Charge / PICC）を新設し、これとSLC（加入者アクセス・チャージ）と共に段階的に値上げして、CCLCを置き換えるものとするとされた。

この目的は、加入者回線部分のコストがトラフィック量に応じて変動しないことから、その部分のアクセス・チャージを、現在の従量制から月額固定制に移行させ、コストベース化を図るものである。

尚、月額固定料であるPICCは、当該加入者回線のユーザが第一キャリアとして事前登録している事業者が負担することとなる。

(2) SLCの値上げ

今回の決定において、SLC（加入者アクセス・チャージ）の値上げが、プライス・キャップの枠組みの中で可能とされた。特に2回線目以降の加入者回線に係る



KDD RESEARCH



SLCの大幅な値上げが可能となっており、1回線目に係るSLCについても、段階的に2回線目以降と同水準とすることが可能とされている。

SLCの値上げはエンドユーザの負担増に見えるが、最終的に長距離サービスの料金の値下げにより相殺されることが期待される構造となっている。上述のCCLCからPICCへの移行により、長距離事業者のアクセス・チャージ支払総額が、少なくともSLCの増加分と同等額だけ削減されることが期待されているからである。

(3) その他——プライス・キャップ制度の変更

今回のアクセス・チャージ決定に併せて、プライス・キャップ規制に関する変更も決定されている。

●生産性向上要素 (X-factor)

プライス・キャップ指標 (PCI) における生産性向上要素 (X-factor) は、昨年の5.3%から、6.5%へと、1.2ポイント引き上げられたため、アクセス・チャージの実質価額引き下げがより厳しく求められる。

●PCI選択制の廃止

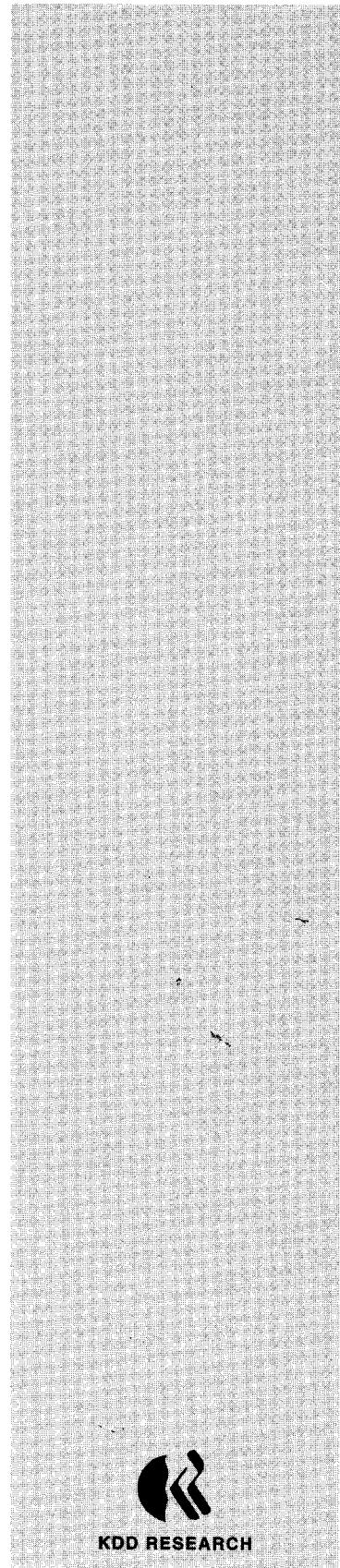
アクセス・チャージの算定に適用するプライス・キャップ指標 (PCI) は、これまで2種類用意されており、地域事業者による選択が可能であったが、今回の決定により、選択制が廃され1種類に統一された。廃止されるのは、長距離事業者から得られる収益をエンドユーザに配分（地域サービスの料金低廉化等）することを条件に、相対的に低い生産性向上要素 (X-factor) を適用するという選択肢である。

これらの変更により、長距離事業者から地域事業者に支払われる額は減少する。

5. アクセス・チャージ決定の意味するもの

5.1 補助制度の整備

アクセス・チャージ収入は、BOCsの高利潤体质の温床とされ、長距離事業者から強く非難されてきていた。米国では、アクセス・チャージがユニバーサルサービスの支援制度の重要な部分となってきているが、これはかつてのAT&Tが地域及び





●FCCのアクセス・チャージ決定の概要

長距離分野共に支配的であった時点での社内措置に由来するものである。本来、競争的な市場環境において、複数の支援者と複数の被支援者（適格電気通信事業者）の間で補助を行う場合に適切な形態ではない。

地域事業者間の受け取る補助金の適正化を目的としたユニバーサルサービス基金制度は既に運用されており、今回の一連の決定において、この基金制度の整備拡充が図られているのであり、補助システムは将来的に「ユニバーサルサービス支援制度」に一元化され、アクセス・チャージは補助要素から段階的に開放される。

今回の一連の決定は、適切な補助システムの整備を一義的な目的としているが、同時に、次項に記す競争促進或いは非効率の除去を可能とする土台を築くことにもなっている。

5.2 非効率の排除

今回の決定には、5.1で述べた複数の事業者間の補助システムの整備としての側面の他に、地域競争の円滑な推進を通じた既存地域事業者の非効率の排除という目的があり、「地域競争の三部作」の観点からは、むしろこれが最大の目的と位置付けられよう。

アクセス・チャージからの補助要素の除外は、補助システムの透明性を確保し、負担或いは受け取りにおける不公平を解消し、補助を通じた反競争行為の可能性を減少させることを意味しており、有効な競争を促進する土壤を生み出すものと位置付けられる。

競争的地域事業者（CAPs）のワールドコム（合併前はMFS）は、主に長距離サービスの足回り回線を大口ユーザに提供する形態により成長してきている。今回の一連の決定は、よりリスクの低い形態である、アンバンドルされたネットワーク要素としての加入者回線区間の購入を可能としている。これにより、地域サービスの料金と長距離サービスの足回り料金（アクセス・チャージ）の両面で、BOCs等の既存地域事業者と有效地に競争することが可能となり、地域分野への新規参入が促進される可能性は高まったと考えられる。これらの競争を通じて、米国で最後の独占的市場である地域通信分野における効率化が期待されている。



KDD RESEARCH



6. 我が国への示唆

6.1 事業者間の直接取引からの補助要素の排除

米国の「地域競争のための三部作」は、効率（競争）と公正（ユニバーサルサービス補助）のための規制を明確に分離し、事業者間の直接取引から補助の要素を排除することを目的としている。具体的には、ユニバーサルサービスの補助の要素を、長期的にアクセス・チャージから除き、第三者機関を通じた支援制度に一元化する一方で、アクセス・チャージを長期的に相互接続料金と同一化させ、相互接続ルールにより競争的にするというものである。

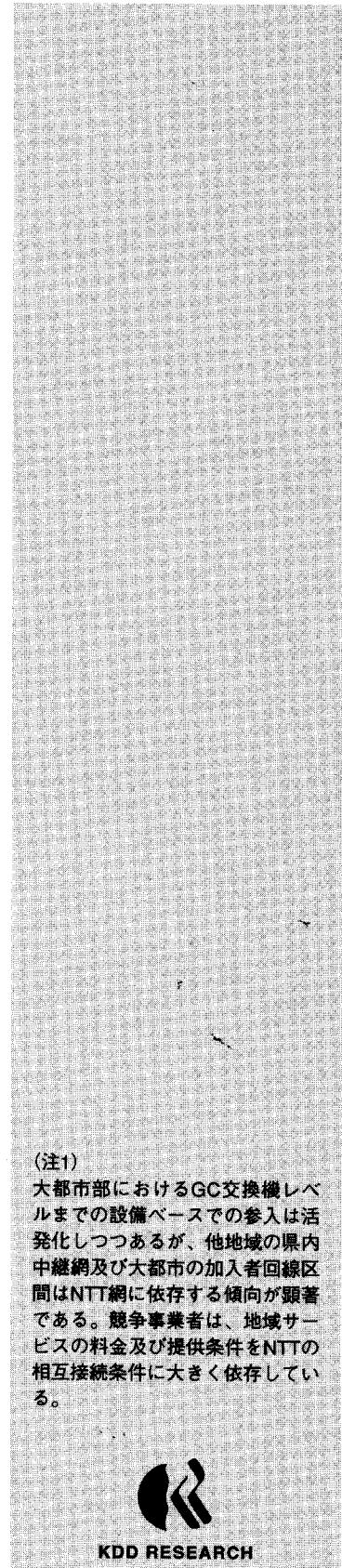
この理由には以下のものが考えられる。

- 補助金の授受が事業者間の直接取引に含まれる形態では、補助事業者及び被補助事業者がそれぞれ複数存在する場合、負担及び配分が不適切なものとなる。
- 競争事業者間での補助金の授受は、複雑な企業会計を通じた反競争的行為のインセンティブを有し、競争による市場の効率化を阻害する。

公正（公平性／ユニバーサルサービス維持）と効率（競争の効果）の共存には工夫を要することは、経済学では、費用低減産業（設備産業）における自然独占性以前の基礎知識であり、共存策の模索は様々な分野で行われてきているところである。なぜなら、このバランスを取ることが政府・行政の存在意義の一つだからである。

我が国にも、ユニバーサルサービスのための補助は存在する。NTTの長距離部門の収益の一部は、同社の地域部門に補填されてきているのである。本来であれば、競争導入に際して、この負担が競争事業者により負担されるのか否か、負担される場合、補助金の集配はどのような形態となるのか（相互接続料金に含まれるのか）或いは補助額は適切な水準か（独占の非効率を包含していないか）といった問題が整理されるべきであったが、内容が判然としないNTTの会計分離のみで処理され、あたかも問題を十分認識できなかったかのように、それ以上の競争セーフガードは規定されなかった。このためNTTは、いかなる問題も最終的には「ユニバーサルサービスへの悪影響」、すなわち同社地域部門の赤字やその結果不可避となる料金値上げを持ちだすことにより凌ぐことが可能となり、相互接続の料金水準や技術条件の問題或いはNTT分割論議において、この論法が最大限に活用されたのである^(注1)。

効率と公正に係る規則・政策の分離という米国の例は、現在我が国で進められて



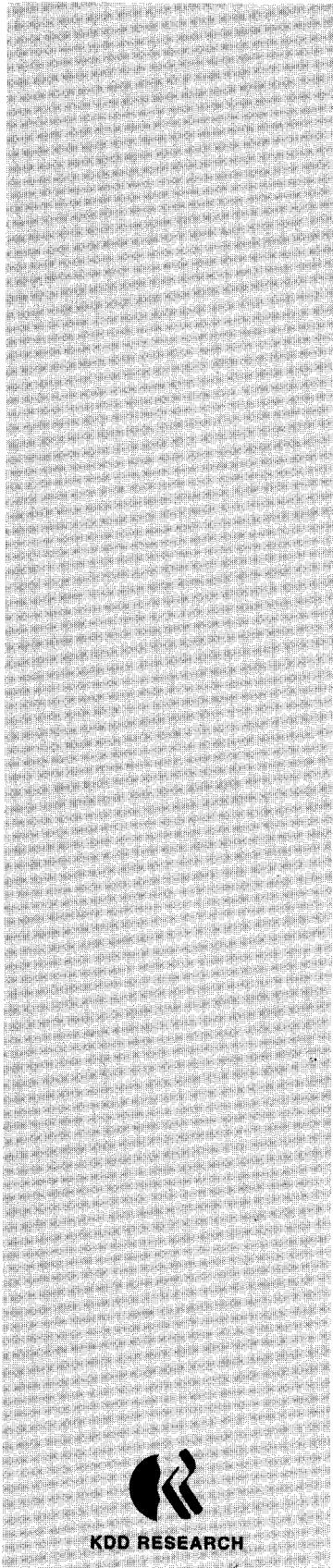
(注1)

大都市部におけるGC交換機レベルまでの設備ベースでの参入は活性化しつつあるが、他地域の県内中継網及び大都市の加入者回線区间はNTT網に依存する傾向が顕著である。競争事業者は、地域サービスの料金及び提供条件をNTTの相互接続条件に大きく依存している。





●FCCのアクセス・チャージ決定の概要



いる、アクセスを含む広義の相互接続のルール作り及びユニバーサルサービス支援制度の検討に対して、有効・重要かつ基本的な示唆である。

尚、NTT分割論議における内閣から出された「国際競争力」の強化に関する主張については、独占により得られる利潤に基づく資金力と、独占による非効率の国民への悪影響或いは情報・組織・人材の面での競争力低下との関係が無視されており、「国益」を見据えた議論とはなっていない。また、研究開発の競争力については、国内標準と電電ファミリ体制に守られた閉じた社会での技術優位性を超えた、国際的な競争力の具体的な姿或いは展望が示されていない他、軍需産業との関連の視点も取り上げられていない。このため、「国際競争力」に関する主張は、ユニバーサルサービスとは異なり、都合のいい議論の道具以上の意義は見いだし難いのだが、これらの点は省みられることなく結論が導かれた。

6.2 具体的な規制

アクセスを含む広義の相互接続料金の競争による効率化とユニバーサルサービスの支援制度による公平性の確保という2つの政策目標を、実効性を持たせて運用する具体的な規制について、米国の例と我が国の現状を踏まえて考察する。

(1) アクセスチャージ／相互接続料金からの補助要素の分離

まず、アクセスチャージ／相互接続料金からの補助要素の分離のための具体的な規制は、会計分離及び当該料金の算定内容を、客観的かつ精緻にチェックするということに尽きる。

客観的かつ精緻なチェックは、当該規制に利害を有しない会計の専門家による十分なチェックの実施及び少なくともチェック内容の公開を必要としていると考えられる。これは会計監査を更に一步進めたものと位置付けられる。

これまで、我が国にも電気通信サービスの料金に対する認可手続きが存在してきたが、NTT分割論議に際して、規制機関による会計情報の入手及びチェック能力の限界（「(会計) 情報の非対称性」）が指摘され、既存の料金規制では会計分離が実質的に機能していないことが明らかにされた。

米国では、専門家によるチェックでも「情報の非対称性」を打破し得ないと判断し、プライス・キャップ規制を導入しているが、導入時点での初期値は、会計分離



KDD RESEARCH



を前提とした算定値が適用されている。少なくとも、NTTの分社化に際して、専門家による会計の徹底的なチェックをする必要があると考えられる。

尚、NTT分割論議を中心とした我が国の通信規制の見直し（事業法改正）の検討を通じて、料金規制が、規制を要しない事業者・サービス等に不必要に広範囲に適用されていることや、総括原価方式が（やはり「情報の非対称性」のために）非効率を助長しうる等の問題も指摘され、料金規制の適用範囲の削減或いは効率化メカニズムの導入が必要であることも認識された。

(2) 米国における非効率の排除策

米国では、「三部作」において以下の効率化策を採用している。

●アクセス・チャージ

コラムに記すとおり、地域分野への新規参入事業者は、アンバndlされたネットワーク要素（UNEs／Unbundled Network Elements）を既存事業者から購入・リースすることにより、疑似的に設備ベース事業者として振る舞い得、アクセス・チャージ或いは相互接続料金を設定することが可能となる。

FCCは、この疑似的設備ベース事業者と既存事業者の間の料金競争を通じてアクセス・チャージ或いは相互接続料金の効率化が図られるとしている。

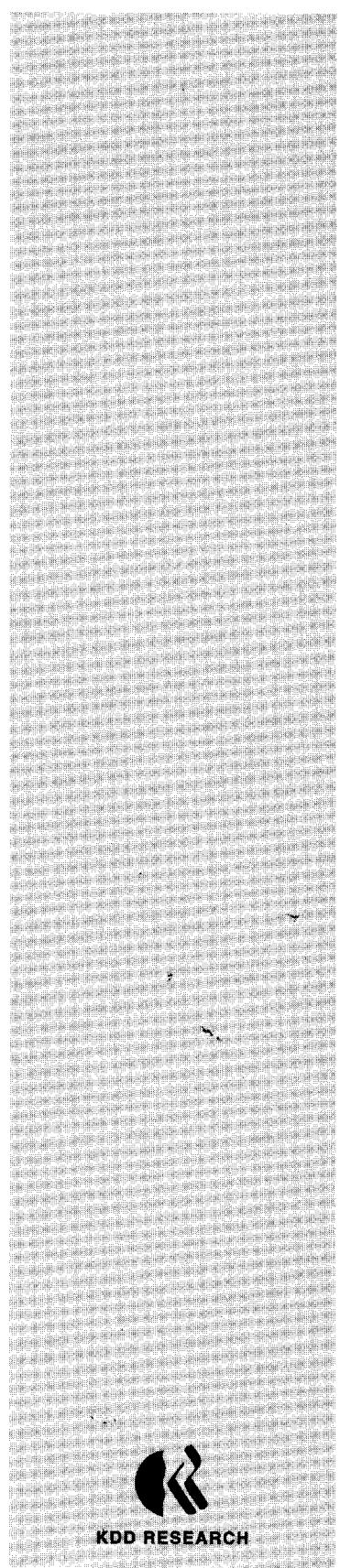
具体的な規制スケジュールとしては、補助要素を含む現行のアクセス・チャージを、プライス・キャップ規制のキャップの段階的な軽減により、補助の排除と効率化を同時に推進する形態を採用している。

●相互接続料金

相互接続料金については、FCCの相互接続ルールで規定された、将来原価による長期増分費用方式が実態的に採用されているが、長期的には、アクセス・チャージ決定にあるとおり、競争による効率化が期待されている。但し、この競争を阻害し得るUNEsの料金を含む提供条件については、FCCの相互接続ルールにおいて既存事業者に厳しい規則が規定され、各州で採用されている。

●ユニバーサルサービスの補助金

これまでのように、加入者回線のエンドユーザ向け料金を敢えて安価に抑えることをせず、市場価格での提供を前提とし、全国の加入者回線の平均単価を上回るコスト部分を補助金の範囲としている。この場合のコストの算定には、将来原価が用いられる方向にある。これは僻地等の高コスト地域への補助であり、低コスト地域、長距離或いはビジネス向けのサービス利用者により補助が負担される





●FCCのアクセス・チャージ決定の概要

構造である。

「安価」要件を廃し、加入者回線のエンドユーザ向け料金を市場価格として、補助の範囲を明確に（「安価」の定義の不明瞭さを除去）し、地域競争の促進による効率化が反映される構造となっている。また、コストを将来原価で算定することから、補助への過剰依存（非効率の上乗せ）というモラル・ハザードをも防ぐものとなっている。

総じて、当面は、事業者間取引の料金及び補助金算定の基準に将来原価を用いることで、既存事業者の過去及び未来の非効率を排除し、長期的には、地域分野における競争の進展による市場の効率化が期待されている。

(3) 我が国への示唆

米国では、「三部作」を通じて、アクセス・チャージから段階的に補助要素を除去すると同時に、相互接続料金（アクセス・チャージの将来の姿）の競争を通じて既存地域事業者の非効率をも除去することが目論まれており、競争の基盤となるUNEs形態には、提供条件に係る厳しい規則が課されている。

一方、我が国では、実態として、相互接続を多用する参入形態が圧倒的となる様相を示しており、競争促進及びその効果としてのNTTの効率化は、相互接続ルールに大きく依存しているにも拘わらず、補助要素或いは非効率要素の相互接続料金からの除去は明確にされず、また、これまでに明らかになっている料金規制や競争政策の不備がどの程度反省されているのかも定かではない状態である。

61で述べたとおり、NTTは、ユニバーサルサービスの維持を主張することで、自らの非効率を覆い隠してきており、今後運用が開始されるユニバーサルサービス支援制度を通じて、自らの非効率なコストを競争事業者に負担させる可能性が高い。さらに、相互接続料金のコスト要素にも巧みに補助要素を埋没させることで、競争を抑制し、非効率な現状を維持させる可能性も考えられる。

支配的事業者の論理では改善を期待し得ない競争条件の整備に関して、規制機関が「情報の非対称性」のために十分な対策を講じ得ない状況を鑑みると、米国や欧洲等で採用されている、将来原価に基づく長期増分費用方式は、既存事業者の過去及び未来の非効率を排除する点、或いは既存事業者がこれまで築いてきた規模のメリットを競争事業者にも享受させ得る点等から、最適な策とは言いきれないとして



KDD RESEARCH

も、効果的であることはまちがいないものと考えられる。

コラム：米国の地域参入形態と競争促進策

米国の地域市場への新規参入の方法には、以下の3通りが想定されている。

- a) 自前の設備からなるネットワーク（いわゆる設備ベース）及び既存地域事業者等のネットワークとの相互接続による提供
- b) 既存地域事業者から購入（リース）する、アンバンドルされたネットワーク要素（UNEs）と自前設備の組み合わせからなるネットワークによる提供
- c) 既存地域事業者の地域サービスの再販による提供（リピリング）

この中で、a) の設備ベースでの参入のみでは、初期投資が巨額に昇る（自然独占性の根源）ことに加え、米国の国土の広さからも、実態的な競争が見込めず、効率化は困難と考えられた。このため、b) のUNEsの購入という、いわば疑似設備ベースともいえる形態が1996年の通信法改正により用意されたのである。

尚、c) の再販による参入は、設備ベース事業者への依存度が、料金のみならずサービス形態や技術面においても高く、共存関係となる可能性も低くはないことから、競争促進効果はあまり期待されておらず、UNEs購入或いは設備設置までの過渡的な形態と位置付けられている。

料金を含む提供条件は、いずれの形態においても既存事業者による参入阻止の道具となり得ることから通信法においてFCCの規制対象とされ、規制の指針が示されている。FCCが制定した相互接続ルールは、既存事業者に極めて厳しいものであり、第8巡回裁判所において「料金算定方式制定権限無し」として一部無効とされたものの、（同権限を有する）各州の公益事業委員会等によって実態的にFCCの方式が概ね採用されている。

米国の地域競争促進策が我が国とのそれと大きく異なるのは、設備設置よりリスクの低いUNEs購入という形態が我が国には用意されていない点である。UNEs購入は、相互接続との比較において以下の優位点を有している。

- a) 公衆交換網と専用回線の関係と同様、十分なトラフィックが見込める場合にはUNEs購入の方が安価となる
- b) 自由（各種／複数サービス）にUNEsの回線容量を活用できる
- c) 当該UNEsへの接続に係る料金はUNEs購入した事業者が設定し収納する（当該UNEsの元の所有者が接続した場合、元の所有者からUNEs購入事業者に支払いが生じる）ここで重要な点は、c) の（広義の）相互接続料金をUNEs購入事業者が設定できる点である。これは、（広義の）相互接続市場においても競争が生じることを意味し、我が国のようにNTTのみが相互接続料金を設定し、これに競争の進展が大きく依存する状況と大きく異なっている。

【参考文献】

FCC NPRM, 3rd R&O, and NOI (FCC 96-488/1996.12.24),
1st R&O (FCC 97-158/1997.5.16)



RBOCsの域内長距離サービス 提供のための具体的要件

井上 茂雄

■ FCC、第271条認証のためのガイドラインを示す。長距離サービス分野へのRBOCsの参入を巡る現在の閉塞的状況は果たして改善されるのか。

FCCは1997年8月19日、アメリテックの域内長距離サービス提供に関わる第271条認証申請を退け、併せて、初めて同条認証に当たっての具体的な審査基準を示した。第271条認証とはベル系地域電話会社（以下、RBOCs）の域内長距離サービス分野への参入条件を定めたものであり、RBOCsの市場支配力の濫用を防止することを目的としている。FCCは1997年6月にSBCによる第271条申請も退けているが、その際には具体的な審査基準を示すに至っていない。RBOCsは、第271条の運用方法が曖昧で恣意的あるとし、その基準を明確にするようFCCに強く求めていた。今回初めてその審査基準が明らかとされ、RBOCsによる長距離サービス提供のためのガイドラインが示されたこととなる。示されたFCCの審査基準とは、長年にわたる独占の庇護の下で形成されたRBOCsの有形無形の資産をいかに地域電話市場の共通の財産とし、RBOCsの競争優位性を削ぐかという観点で策定されている。RBOCsは今回示された審査基準に対して強い不満を表明しており、一方の長距離事業者等は歓迎している。地域電話市場の開放、あるいは、RBOCsによる長距離サービス分野への参入を巡る現在の閉塞的状況は果たして改善されるのか、今後が注目される。本稿では、先ず第271条の要件を紹介し、続いてアメリテックの申請に対するFCCの決定要旨及び同委員会が示した第271条認証に関する審査基準について解説する。

1. RBOCsの域内長距離サービス分野への参入要件（改正通信法第271条）

改正通信法ではRBOCsに対し、同社が地域網を提供する自社営業地域からの長距離サービスを提供するためには、事前に第271条に基づく認証をFCCから取得しなければならないと規定している。これは、1982年の修正同意審決によって禁じられたRBOCsの長距離サービスの提供を、ある一定の条件の下で認めるものである。修



KDD RESEARCH



正同意審決とは反トラスト法に基づく訴訟の結果、RBOCsによる独占の濫用や内部相互補助等の反競争的行為を排除する目的で導かれた和解である。第271条では、反競争的行為の原因となり得るRBOCsの長距離サービス提供の禁止を掲げた修正同意審決を撤廃する代わりに、独占の濫用等の反競争的行為を未然に防止するための一定のルール整備を行っている。同条で掲げられた要件とは概ね次ぎの通り整理される。

認証のための要件 (改正通信法第271条(d)項(1))

〈要件1〉

アクセス及び相互接続に関する協定を締結していること(A)、又は一般利用可能なアクセス又は相互接続に関する条件が存在すること(B)

(A) 設備ベースの競争事業者の存在 (同c項(1)A)

競合関係にある、1以上の非関連会社で、住宅層及び企業層の双方に対して市内電話サービスを提供する事業者との間で、州委員会等の認可を受けた、ネットワーク設備へのアクセス及び相互接続に関する協定を締結していること。また、当該競争事業者は設備ベース若しくは主に (predominantly) 自社設備と一部の再販による組み合わせによるサービスを提供する。

(B) アクセス又は相互接続の不請求 (同c項(1)B)

電気通信法の発効後10ヶ月経過し、及び申請日から3ヶ月前において、(A)の協定締結の請求がなく、かつ一般に利用可能な接続に関する条件が州委員会の承認を受け、その効力が認められていること。

〈要件2〉

要件1における協定又は条件に関して、次のチェックリストの各項目に合致していること。





●RBOCsの域内長距離サービス提供のための具体的要件

■14項目のチェックリスト（同c項(2)）

-1-	第251条c項(2)（技術的に可能な地点における非差別的な相互接続等）、252条d項(1)（非差別的かつ公正妥当な接続料金等）を満たす接続
-2-	第251条c項(3)（アンバンドル化）、252条d項(1)（接続料金）を満たすネットワークの構成要素に対するアクセス確保
-3-	電柱、管路、公道使用権の非差別的かつ合理的価格での提供
-4-	加入者部分の市内交換機からのアンバンドル化
-5-	中継回線部分の市内交換機からのアンバンドル化
-6-	市内交換機のアンバンドル化
-7-	緊急電話、番号案内、交換サービスへの非差別的なアクセス
-8-	電話帳への記載
-9-	非差別的な番号割当（番号計画が確立するまで）
-10-	呼のルーティングに必要なデータベースへの非差別的なアクセス
-11-	ナンバー・ポータビリティの確保
-12-	事前登録制（ダイヤリング・パリティ）の確保
-13-	第252条d項(2)を満たす相互接続料金の相互補償
-14-	再販が第251条c項(4)及び252条d項(3)を満たす形態で利用可能であること

〈要件3〉

分離した関連会社による提供（第271条d項(3)(B)）

第272条a項、b項に基づく規定が適用され、本社から分離した関連会社を通じてサービスを提供することが義務づけられる。その際、構造上及び取引上の分離に関する、以下の条件が課される。

- BOCsとは独立して運営する。
- 帳簿類、記録、会計報告書をBOCsと分離する。
- 役員、取締役及び社員をBOCsと分離する。
- 共同マーケティングの禁止
- 不履行の際、BOCsの信用貸しを受けない。
- BOCsとの全ての取引は独立した当事者間の取引とし、その取引は書類に残し、
　　公的な監査を可能にする。

適用期間はFCCによる認証後、3年間である。但し、FCCが規則・命令により、
　　期間を延長した場合はその限りでない。

〈要件4〉

公共の利益（第271条d項(3)(C)）



認証が公共の利益、便益及び必要に合致していること。

2. アメリテックの申請

2-1 経緯

アメリカの申請書は5月21日に提出され、FCCは審査期限である8月19日、申請の却下を決定した。その間の事実経過は下表のとおりである。

■アメリカの申請経緯

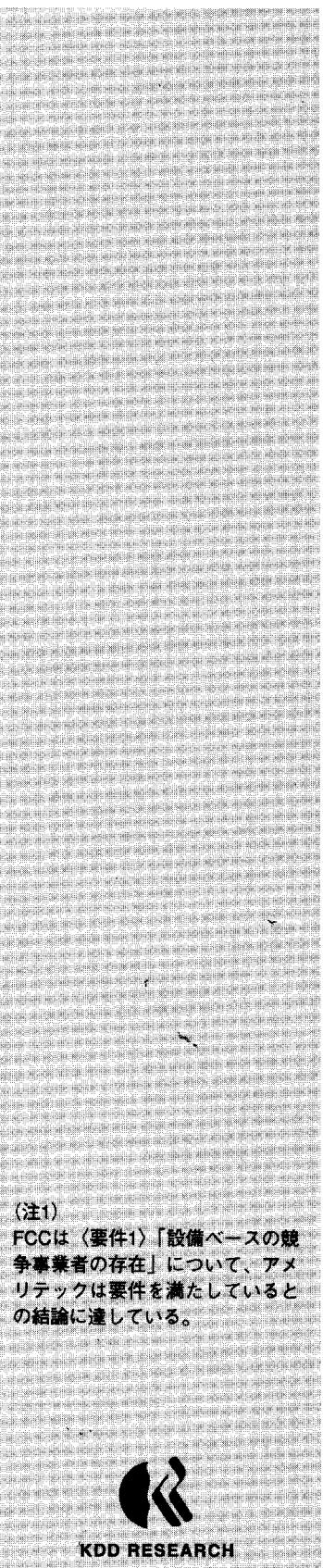
期日	事実経過
5月21日	アメリカ、第271条認証を申請。対象はミシガン州における長距離サービスの提供。
6月10日	ミシガン州公益事業委員会、アメリカのOSS（後述）及び911/E911（緊急通話システム）へのアクセス等が不十分であるとの見解をFCCに提出。
6月25日	司法省、OSSへのアクセスが不十分であることや、相互接続の条件が第271条の要件を十分に満たしていない等の見解を提出。
8月19日	FCC、アメリカの申請を却下。

(注) FCCは申請書を受領した日から90日以内に認証を終えなければならず、その間に司法長官および州委員会の諮詢を受けなければならない。

2-2 FCCの審査

2-2-1 概要

FCCは〈要件2〉「14のチェックリスト」について、司法省及び州委員会が満たしていないと指摘した3つの項目（OSS、911/E911へのアクセス及び相互接続条件）を中心に審査を行っている^(注1)。その結果、司法省及び州委員会と同様、FCCもこれら3つの要件をアメリカが満たしていないとの結論に達し、これを以て同社の申請を退けている。従って、その他のチェックリスト項目や要件をアメリカが満たしているか否かについての判断は示していない。しかしながら、今回の決定の中でFCCは、アメリカを含むRBOCsが今後第271条申請を行う際の参考となるべく、主要な要件に係る審査基準を明らかにしている。





●RBOCsの域内長距離サービス提供のための具体的要件

2.2.2 各要件に対する審査・ガイドライン

〈要件1〉 一設備ベースの競争事業者の存在（第271条d項(1)(A)）

アメリテックは設備ベースの競争事業者としてBrooks Fiber、MFS WorldCom、TCGの3社を挙げ、いずれとも州委員会の承認を得た相互接続協定を締結していると述べている。申請に記述されている、5月21日現在における3社の市内電話サービス提供状況は次のとおり。

	提供地域	対象顧客	提供形態
Brooks Fiber (注)	Grand Rapids	企業層	加入者数15,876。内39%に対しては全て自前の設備により、残り61%の顧客に対しては自前の交換設備及びアンバンドルされたローカル・ループの購入によってサービスを提供。
		住宅層	加入者数5,910。内10%に対しては全て自前の設備により、残り90%の顧客に対しては自前の交換設備及びアンバンドルされたローカル・ループの購入によってサービスを提供。
MFS WorldCom	Detroit	企業層	加入者数は未公開。内2%に対して全て自前の設備によって、19%は自前の交換設備及びアンバンドルされたローカル・ループの購入によって、79%に対しては再販によるサービス提供。
TCG	Detroit	企業層	加入者数は5,280。自前の設備もしくはアンバンドルされたネットワーク要素の購入によるサービス提供。

(注) Brooks Fiber社は1997年10月1日にMFS WorldComに買収されている。

FCCは本要件を、(1)1以上の競争事業者の存在、(2)相互接続協定締結の有無、(3)企業及び住宅両層に対するサービス提供の有無、(4)設備ベースによるサービス提供の有無、の4つの部分に分けて審査し、いずれについてもアメリテックは要件を満たしているとの結論に達している。〈要件1〉に関する審査基準としてFCCが示したガイドラインは次のとおりである。

(注2)

但し、公共の利益判断（要件4）において、実態的な競争が存在するか否かの分析を行い、その際には事業者の規模や競争の状況に関する審査を行う可能性があるとFCCは述べている。



KDD RESEARCH

(1) 競争事業者

競争事業者とは、ある地域でアメリテックと競合する市内電話サービスを提供している事業者を要件とする。従って、サービスを提供している市の地理的位置や人口、又、競合事業者の獲得した市場シェアは、原則、問題としない^(注2)。アメリテックの挙げた事業者はいずれも何千もの加入者に対しアメリテックと競合するサービスを既に提供しており、競争事業者として認定できる。



(2) 相互接続協定

協定には、相互接続に関する料金、提供条件が規定されていることが必要最低条件である。しかし、チェックリストに提供を義務づけられた事項であっても、相手事業者から請求がない項目については、協定にその具体的提供条件等を規定する必要はない。アーリテックが締結し、州委員会が承認した相互接続協定にはいずれも相互接続に関する料金・提供条件の規定が掲げられている。

(3) 企業及び住宅層双方に対するサービス提供

競争事業者として申告された事業者が複数である場合、各社併せて両顧客層に対してサービスを提供していることが要件であり、一事業者が両顧客層に対して同時にサービスを提供する必要はない。今回の申請では、Brooks Fiberは両顧客層に対してサービスを提供しており、従って、同社1社でこの要件が満たされる。

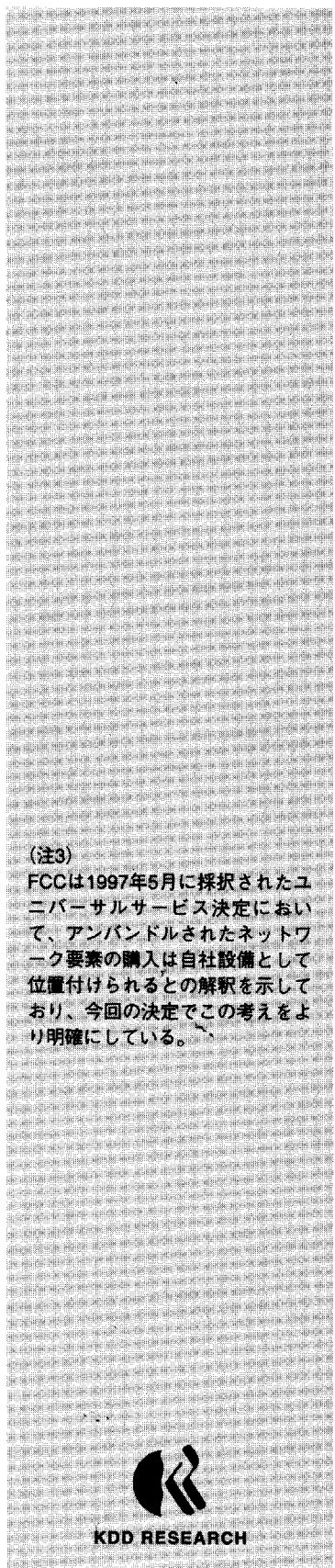
(4) 設備ベース

改正通信法における「設備ベース」の定義は『もっぱら自社の電話設備により、あるいは再販との組み合わせにより主として自社の電話設備により、サービスを提供すること』と記述されている。アンバンドルされたネットワーク要素（以下、UNEs）の購入は、自社の電話設備として位置づけられる^(注3)。この定義に従えば、Brooks Fiberのサービスの提供形態はいずれも「もっぱら自社の設備による」提供に分類されるため（再販はない）、設備ベース事業者として認定される。同社はまた、住宅・企業両顧客層に対するサービスの提供等、〈要件1〉における全ての条件を満たしていることから、他の2社については分析を加える必要がない。

〈要件2〉 -14のチェックリスト-

(1) OSSへのアクセス

新規参入者が地域電話市場において有効な競争を展開するためには既存事業者と遜色のない料金や品質でサービスを提供することが要求される。RBOCs等の既存地域電話会社は信頼できるサービス提供を確保するために多様なシステム、データベースそして人材を活用している。FCCはこれらのシステム、データベース及び人材を総称してOSS（Operations Support Systems）と呼んでおり、その機能とは概ね次の5つの項目に分類される。



(注3)
FCCは1997年5月に採択されたユニバーサルサービス決定において、アンバンドルされたネットワーク要素の購入は自社設備として位置付けられるとの解釈を示しており、今回の決定でこの考えをより明確にしている。、





●RBOCsの域内長距離サービス提供のための具体的要件

- (1) 仮申込・登録 (pre-ordering)
- (2) 申込・登録 (ordering)
- (3) サービス提供 (provisioning)
- (4) 運用保守 (maintenance and repair)
- (5) 課金 (billing)

改正通信法では地域電話市場への参入形態として設備ベース、設備ベースと再販の組み合わせ、再販、という3つの方法を掲げている。新規参入者が再販（卸サービス）もしくはUNEsの購入によって地域電話市場に参入する場合、信頼性等で遜色のないサービスを提供するためにはRBOCsのOSSに依存せざるを得ない。この考えに基づき、FCCはOSSのアンバンドル化を義務づけ^(注4)、RBOCsは自社利用と同等な基準（非差別的）でOSSの機能を競争事業者に提供しなければならない。

OSSへのアクセスが非差別的であるためには、RBOCsが提供している小売サービスの提供基準が^(注5)、競争事業者に提供する卸サービスもしくはUNEsの基準と同等でなければならないとFCCは述べている。これは、競争事業者への卸サービスもしくはUNEsの提供と自社の小売サービスの提供に必要な運用上の処理が構造的に同じであるとの考えに基づいている。

非差別性を審査するに当たっては、申請者自身が、客観的事実に基づいてこれを証明しなければならないとFCCは述べている。具体的には、自社顧客と競争事業者の顧客が享受しているサービス提供基準の比較データの提示であり、例えば申込みからサービス利用可能開始日までの平均期間の比較等が具体例として挙げられている。FCCはアーテックの申請に関し、いくつかのサービス提供基準が差別的である可能性は否定できないとしており^(注6)、OSSの提供条件が自社利用と同等であることをアーテックは証明していないとの結論に達している。

(2) 相互接続条件

改正通信法で相互接続とは自社利用と同一の品質で提供されなければならないと規定されている（同法第251条(c)項(2)(C)）。FCCはアーテックが提供している相互接続品質、特に完了率について、自社のエンド・ユーザと競争事業者のエンド・ユーザに差がある可能性があると述べている。これはBrooks Fiber等の指摘によるものであり、アーテックの網から発進され、Brooks Fiberの顧客に着信する

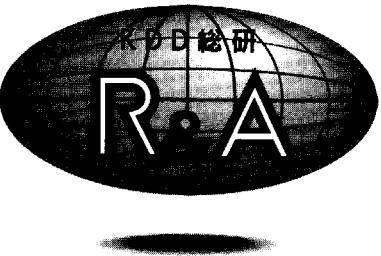
(注4)
FCCは1996年8月に採択された相互接続決定において、アンバンドルベースで提供されなければならないネットワーク要素の一つとしてOSSを特定している。

(注5)
提供基準とはサービス提供に関する迅速性 (timeliness)、正確性 (accuracy) 及び品質 (quality) である。

(注6)
申込みからサービス利用可能開始までの期間に差がないことを証明していない点、また、競争事業者の顧客に対して二重課金が発生している事実等から、OSSへの非差別的アクセスは未だ実現していないとFCCは述べている。



KDD RESEARCH



通話が不接 (block) となることが頻繁に生じているとする申告である。これは、競争事業者の顧客に設定される通話のルーティングに問題があり、アーティックの顧客には確保されている、局間線等が輻輳している時の代替ルーティングが競争事業者には設定されていないことが原因であると Brooks Fiberは主張している。

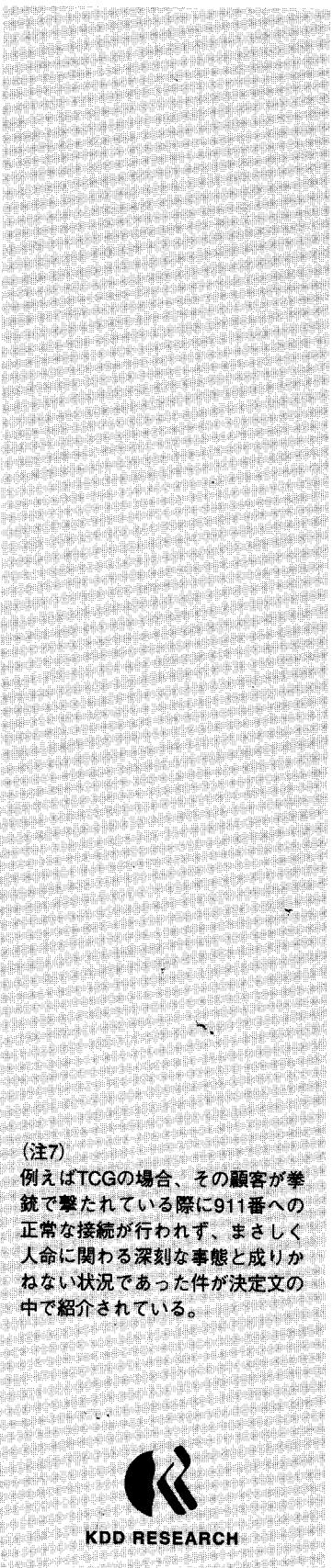
FCCは、アーティックが自社利用者に設定しているルーティング等、通話の安定的疎通のために確保している措置は競争事業者にも同一の基準で提供されなければならないと述べている。アーティックの申請では、競争事業者との完了率の比較等、接続品質の同一性を裏付ける客観的データが示されていないことをFCCは指摘している。申請者自身が各要件を満たしていることを証明する義務を負っており、アーティックはこれを怠ったとの理由により、相互接続に関わる要件は不十分との結論が導かれている。

(3) 911、E911（緊急通話サービス）へのアクセス

チェックリストの7番目の項目として、911/E911等、緊急通話サービスへの非差別的アクセスの提供義務が掲げられている。FCCはここでの非差別性についても、自社利用者に提供される基準と同一であることが要件であると述べている。特に緊急通話サービスについては、これが人命の安全にも関わる事項であることから、とりわけその非差別性は重要であるとの認識を示している。

FCCは前述の相互接続条件と同様、アーティックが自社利用者と同一基準で緊急通話サービスを提供していることを客観的事実に基づいて証明していないことを理由に、要件を満たしていないとの結論に達している。この結論を導くに当たり、FCCはTCGおよびMFS WorldComから提出された申告を取り上げている。いずれも、緊急時に911番が接続されなかつたか、あるいは、接続されても誤った発信者住所が表示された等とする実例が述べられている^(注7)。また、Brooks Fiberの場合、アーティックが緊急通話サービスに関わるデータベースを改修する際、Brooks Fiberの顧客は9日間、911番にアクセスすることができない事態が発生している。これらの原因是、緊急通話サービスのデータベースへの登録に際しての誤った処理によるとアーティックは説明している。

FCCは、アーティックが自社の利用者に発生するこのような障害や誤りに関するデータを提示していない点を問題としている。同委員会は、アーティックの利用者に発生したこのような障害や誤りの件数を開示し、競争事業者の同発生率と比較しなければ、非差別性は証明されないとの見解を示している。



(注7)

例えばTCGの場合、その顧客が拳銃で撃たれている際に911番への正常な接続が行われず、まさしく人命に関わる深刻な事態と成りかねない状況であった件が決定文の中で紹介されている。



KDD RESEARCH



3. その他の要件に関する審査基準

以上、非差別的なOSSへのアクセス、相互接続品質、緊急通話サービスへのアクセス、の3点について、アーティックは要件を満たしていないとの結論を以て申請は却下されている。その他の主要な要件についてFCCが示した審査基準は次のとおりである。

(1) 〈要件3〉 構造分離要件（第272条）

FCCは次の2点について、アーティックが第272条を満たしていないとの見解を示し、併せてその審査基準を示している。

●役員・取締役の分離（第272条(b)項(3)）

改正通信法では、長距離会社と地域電話会社の独立した運営を確保するため、役員・取締役の分離を義務付けている。アーティックは、同社の長距離会社と地域電話会社はいずれも役員（Board of Directors）を有していない点に言及し、これを以て役員の分離要件を満たしていると主張している。これに対してFCCは、長距離会社及び地域電話会社の社長はいずれも持ち株会社であるアーティックに對して報告義務を負っている点を指摘している。共通の人物に對して報告義務があることは、長距離会社と地域電話会社の独立した運営・経営の確保を目的に制定された第272条の精神に反するとFCCは述べており、独立した経営主体を設置するよう指導している。

●独立事業者としての取り引き（第272条(b)項(5)）

長距離会社は、RBOCsとのすべての取り引きを独立当事者間のものとして行い、取り引き内容を書面で記録し、公表することが義務づけられている。FCCはこの義務をアーティックは果たしていない可能性が高いと指摘している。特に資産の移転に關わる取り引きにおいては、移転される資産の会計上の価値のみが書面に記録されており、実際の取り引き価格が記述されていない点に懸念を表明している。今回の決定でFCCは、取り引き価格に關しても書面に残すことが必要であることを明確にしている。

(2) 〈要件4〉 公共の利益

ここでは地域電話市場における競争の実態に關わる「広範な調査」を行うとFCCは述べており、具体的な基準については明らかとしていない。





(3) 料金原則

相互接続やUNEsの提供に関わる料金算定基準については、相互接続決定と同様、将来原価に基づく増分コストを原則とすることを明らかにしている。

(4) その他

アメリカンテックの担当者が自社顧客に長距離会社の選択を聴取する際の用語として、「貴方はアメリカンテックを含め、長距離会社を選択することができます。長距離会社のリストを読み上げましょうか。」との表現がマニュアルの中で定められていることが決定の中で紹介されている。アメリカンテックだけが実名で表現されているこの用語は、改正通信法第251条(g)項で掲げられている公平性の確保に反しているとFCCは指摘しており、このような用語は差別的かつ反競争的行為と見なされるとの見解を示している。

4. まとめ

以上、RBOCsの域内長距離サービス提供のための要件としてFCCが示した審査基準等について紹介した。今回の決定で注目されることは、「非差別的提供」とは自社利用と「同一基準」であることを明確に打ち出した点であり、そして、これが実現あるいは証明できなければ、RBOCsは域内長距離サービス分野へ参入できないことを明らかにしたことである。これは、「自社利用と同一基準」での提供が実現できなければ、その理由の如何に関わらず、反競争的行為の原因となり得ること、換言すれば、「自社利用と同一基準」が確保されない限り、市場支配力の濫用に対する懸念は消えないと言うことである。

相互接続決定でFCCは料金算定基準について、将来原価に基づく長期増分コスト方式を採用した。これは、独占事業者として位置付けられてきたおかげでRBOCsが享受できた規模および範囲の経済を競争事業者にも共有させることを目的としている。今回の決定では、地域電話市場における運用面に徹底的に踏み込み、RBOCsが差別的行為行使し得ない環境を整備している。これは、独占のおかげで形成された有形・無形の資産を競争事業者にも共有させることによってRBOCsの市場支配力の排除を目指すものとして位置付けることができよう。



KDD RESEARCH



●RBOCsの域内長距離サービス提供のための具体的要件

改正通信法が制定されて既に1年と8ヶ月が過ぎようとしているが、地域電話市場における競争は一向に進展していない。この間FCCは相互接続決定、ユニバーサルサービス決定、そしてアクセスチャージ決定を採択し、地域電話市場の開放に向けて精力的に努力しているといえる。今回の決定は約200ページに及んでおり、全文をとおして地域電話市場の運用に関する実務的・専門的事項が随所に記述されている。RBOCsには未だ市場支配力の濫用を行なう余地が十分にあることを窺わせる内容であり、地域電話市場における公正有効な競争が実現するまでには未だ時間がかかりそうである。しかしながら、RBOCsが行使し得る反競争的行為について徹底的に調査・分析し、そして市場支配力の濫用の可能性が排除されない限り、RBOCsによる長距離市場参入を認めないとするFCCの強い姿勢は評価できるものと思われる。地域電話市場の開放は一步ずつ前進していることは確かであろう。

【参考文献・資料】

FCC CC Docket 97-137 Memorandum Opinion and Order



KDD RESEARCH

マルチメディア・スーパー・コリドーの全貌と課題（第1回）

前川 瞳衣

■ アジアのマルチメディア・ハブを目指し、新都市開発、アプリケーション開発、法制度の整備、税制面での外国企業誘致政策等を繰り広げる。

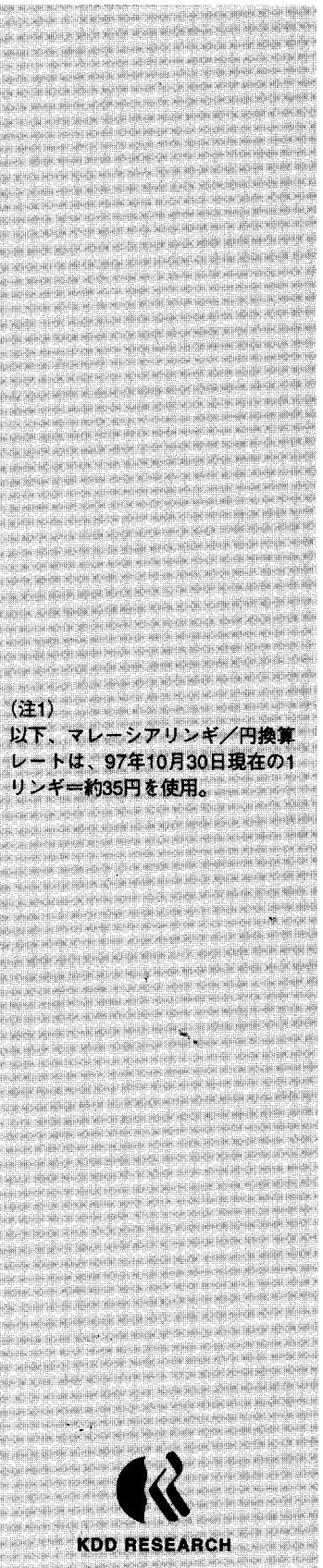
東南アジア諸国をかけめぐった通貨危機の影響を受け、マレーシアにおいても政府来年度予算において、自動車、大型機械の関税引き上げ等の緊縮財政を迫られるとともに、今年9月からダム、空港など輸入機器を利用した大型プロジェクトは軒並み実施の凍結が発表されている。その中で唯一延期を免れたのが、マレーシアが心血を注いで進めている国家情報技術プロジェクト、マルチメディア・スーパー・コリドー（以下、MSC）計画である。政府の98年度予算のうちMSC開発関連では、政府機関のコンピューター購入、電子政府プロジェクトに4億リング（約140億円^(注1)）、全国90の小中学校をスマート・スクールとして開発するために約1.2億リング（約42億円）、個人のパソコン購入については1世帯あたり400リング（約14,000円）の所得税控除を実施することが決まった。

マハティール首相の新構想発表から約1年立った現在、その計画が具体化しつつある。「電腦政府」のテスト・ベッド（実験場）である新行政都市「プトラジャヤ」、そして情報産業及びマルチメディア産業の中核都市「サイバージャヤ」の建設も始まっている。ヤシとゴムのプランテーション農場は2020年までにアジアのマルチメディア・ハブに変貌を遂げられるのか。MSCの最新情報と通信における課題をレポートする。

1. 都市開発計画

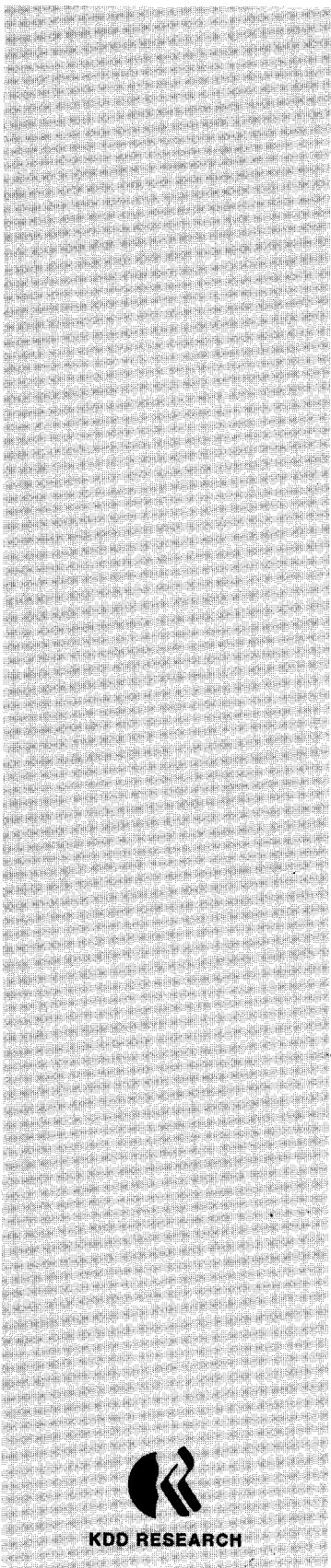
1.1 新首都プトラジャヤ（Putrajaya）

プトラジャヤは現在の首都クアラルンプールから車で15分程南に位置し、セパンに来年9月開港予定のクアラルンプール新国際空港（KLIA）とクアラルンプールの



（注1）

以下、マレーシアリング／円換算
レートは、97年10月30日現在の1
リング＝約35円を使用。



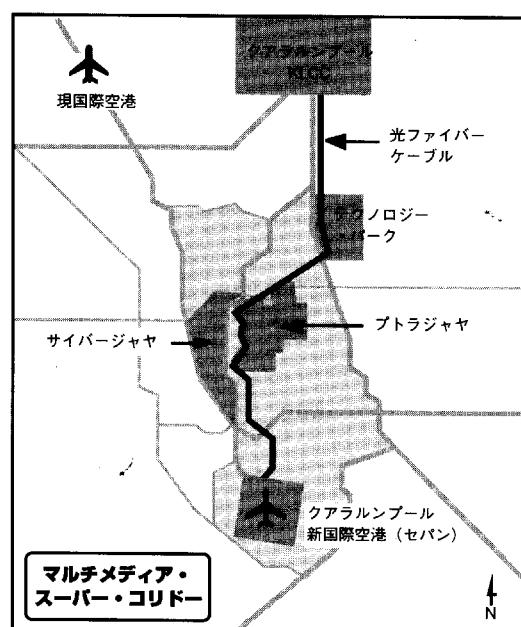
ちょうど中間に建設される。プラジャヤ・コーポレーション（96年3月設立）が都市設計を行い、総建設費用240億リンギ（約8,400億円）をかけて、2010年に完成する予定である。

合計6,200万平方フィートの敷地のうち約半分の3,200万平方フィートに官庁街、残りの3,000万平方フィートに商業・ショッピング、住居地区を建設する。来年9月以降、官公庁の移転、及びそれに伴う官公庁職員の転居が始まり、首都機能の移転が終了する2005年には人口20万都市となる予定である。クアラルンプール市内に建設された世界一の高層ビル、ペトロナス・ツインタワーのあるKLCC（クアラルンプール・シティー・センター、行政機関の集合地域）との間は、MSCを通る光ファイバーケーブルで接続される。

また、全ての住宅は、MSCに敷設される2.5ギガバイトから10ギガバイトの容量を持つ光ファイバーケーブルと接続される。住民は、ペーパーレス行政、スマート・スクール、遠隔医療などのサービスを家庭のパソコンを通じて受けることができるため、わざわざ出向いて行く手間が省け、交通渋滞も緩和される。

1.2 シリコン・バレーを目指すサイバージャヤ (Cyberjaya)

サイバージャヤは、マレーシアのITの中核となる新都市で、前項で紹介したプラジャヤの西側に位置する。開発総面積7,000万平方メートル、建設費用総額39.9億米ドル（約4,800億円）を超える。住民はマルチメディア関連産業従事者を中心とした25万人となる計画。最初にサイバージャヤの中核エリアである「フラッグシップ・ゾーン」と呼ばれる2,800万平方メートル（約4割）を1999年9月完成を目指しに52億リンギ（約1,820億円）をかけて開発する。同エリアは、事業地区（オフィスビル）、住居地区（2万軒の住居）、商業地区（ショッピング・モール、テーマ・パーク、ホテル等）の3つのゾー



ンから構成される。

前述の52億リンギのうち、14億リンギは土地購入費用で、全額マレーシア政府が持ち、34億リンギは世界一と自負するインフラ建設（土地の整地、道路・電力^(注2)・上下水道・通信回線設備等の建設）に費される。これらの建設工事は、大部分をサイバービューの出資者であるSetia Haruman、およびGolden Hope社が請け負うこととなる。すでに内外の63社（後述）が事業地区への進出を予定している。公害、交通渋滞のない都市環境を築き、オフィスビルも4階建てまでの低層階とする。そのイメージは米国カリフォルニア州のシリコンバレーに近い。

(注2)

マレーシア国営電力会社Tenaga Nasional Bhd.が電力を供給する。

2. アプリケーション開発

マレーシア政府は、MSCの基幹となる7つのアプリケーション（電子政府、多目的スマートカード、スマートスクール、遠隔医療、世界的商業ウェブ、ボーダレス・マーケティング・センター、R&D活動）の開発を発表している。そのうち、第1段階として2000年完成を目指し4つのパイロット・プロジェクトを選び、そのアプリケーション開発に関して、今年8月、概念要求書（CRFP : the MSC Concept Request for Proposals）を公表し、内外の企業への参加を呼びかけた。この概念要求書とは、具体的仕様書ではなく、それぞれのアプリケーションへの要求基準の概要をまとめたものであり、事業の目的、有用性に関する概念が記述されている。政府は、年内に参加企業を募り、プロジェクトごとに最適と思われる提案書を提出した企業に事業を発注することとなる。なお、4つのアプリケーション開発には合計16億リンギ（約560億円）を投資する計画である。実際に選定作業を行うのは、MDC（マルチメディア開発会社）である。

2.1 電子政府 (Electronic Government)

運転免許証取得、車両登録、電話・電気等の公共料金の支払い、健康管理データ等を電子化し、家庭のパソコンから、諸手続きを行えるようにする。また、民間企業と政府諸機関をリンクする統合ネットワークを構築し、企業の政府調達手続きや許認可の処理をオンライン化する。

政府業務についても、例えば公務員の雇用・教育・訓練・給与管理のシステム化、



KDD RESEARCH



●マルチメディア・スーパー・コリドーの全貌と課題（第1回）

政府関連プロジェクト、情報管理、通信管理、総合管理システムの構築を図る。

2.2 多目的スマートカード (Multipurpose Card)

政府機関と民間企業（金融機関）が同一のプラットフォームで、国民ID、運転免許証、パスポート、健康管理情報、電子マネー、キャッシュカード、クレジットカード等の多機能を持ったカードを実現する。

2000年には、MSC域内及びクアラルンプール市内で200万人のスマートカード・ユーザーの獲得を目指し、その後全国に拡大する。

2.3 スマートスクール (Smart Schools)

全国の小中学校90校をスマートスクールに認定し、パソコン、LANシステム等を配備し、マレー語、英語、数学、科学の4課目に重点を置いた教育・学習システムを構築する。オンラインによる試験、採点が可能となり、学校管理、生徒管理、教材・機材管理等も全てシステム化する。

2000年には、全国の認定された大学、小中学校、MSC内の教育設備等をインターネットで結ぶ。

2.4 遠隔医療 (Telemedicine)

パソコン等を利用した遠隔医療・診断を実現する。同時に、個人向け健康情報（医療歴の電子化等）システム、遠隔医療教育システムを構築する。

2000年までに、全国レベルでの患者記録のオンライン化、世界遠隔医療会議の開催、遠隔医療トレーニングセンターの開設等を行う。

3. サイバー法等の採択と著作権法の改正（法的環境の整備）

サイバー法とは、マルチメディア社会に必要とされる条項が盛り込まれた新法であり、現在国会に上程中である。主に次の内容で構成される。

- 商取引関連／デジタル署名法（電子署名が通常の署名と同様の扱いとなる）、



KDD RESEARCH



マルチメディア知的所有権保護法

- 社会問題防止関連／コンピュータ犯罪法
- アプリケーション関連／テレメディシン開発法

エネルギー通信郵電省が提案する通信と放送の融合を合法化するマルチメディア融合法（Multimedia Convergence Act）も上程中である。同法は現行の通信法に優先し、マルチメディア事業者の免許条件（外資規制など）を緩和するなど、新たなガイドラインを設定するものである。また、現行の著作権法（1987年制定）の中のマルチメディア関連製品に関する見直しも行われている。

4. MSCステータスの付与（外資企業誘致政策）

MSCの最大の目的は、マレーシア経済を製造業中心からソフトウェア等の高度技術産業にシフトさせ、構造転換を図ることにある。そのために、MSCは、マルチメディア関連会社に対して、ヒト（低廉な労働力）、モノ（土地、情報、流通インフラ）を備えたロジスティックスを提供するかわりに、外国企業からのカネ（設備投資）と最新技術の流入を期待している。外国企業誘致政策として、マレーシア政府が選択したのは、MSC域内で事業を行う企業を対象に、シンガポールのOHQ^(注3)と類似した税制面等での優遇措置等を与える法人資格「MSCステータス」の設定である。

同ステータスは、MDC（マルチメディア開発会社）の審査を経て付与される。その適格要件、優遇措置、適用条件、取得企業は次のとおりである。

4.1 MSCステータスの適格要件

MSCステータスを取得するための適格要件は、次の3点である。

- マルチメディア製品／サービスの開発または提供者^(注4)であること、あるいは、それらを利用した事業^(注5)を行うこと。
- 相当数の専門技術者^(注6)の雇用。
- 先端技術、または知識の移転を伴うこと。あるいは、MSC開発やマレーシア経済への貢献を明確化する^(注7)。

（注3）

OHQ : Operational Head Quarters の略。シンガポール経済開発庁（EDB）が行っている外資企業誘致政策で、輸出振興に寄与する外資企業がシンガポールにアセアン地域本部機能を置くことにより、資格が得られる。OHQ認定企業に対しては、5～10年間の優遇税制、シンガポール国外の子会社、関連会社あるいは関係会社へのサービスにより得た利益に対して、10%の優遇税率の適用等が受けられる。

（注4）

具体的には、マルチメディア・コンテンツの開発、ホストサーバー管理、構内LAN・WAN、商業ネットワーク管理等を行う事業者。

（注5）

量産品のデザイン、製品仕様・業者情報などのデータベース管理、生産管理システムのリモート管理、請求書発行管理、ソフトウェア・映画・音楽などのデジタル製品のオンライン提供。

（注6）

業種により異なるが、補助従業員を除いた全従業員に占める専門技術者の割合は、最低15%を維持する必要がある。

（注7）

全体的な目標及び具体的なプラン（マレーシア現地企業とのスタッフ交換プログラム、技術移転契約など）を提示し、実行の可能性とMSCならびにマレーシアの発展を促進することを証明する。



KDD RESEARCH



●マルチメディア・スーパー・コリドーの全貌と課題(第1回)

(注8)
MSCステータス及び優遇措置は、
MSCステータスの適格事業を行う
会社、子会社、支店に与えられる。

(注9)
ただし、全ての法人は一定期間毎
に外貨取引に関する報告をマレー
シア中央銀行に対して行う義務が
ある。

(注10)
サイバージャヤは1999年に入居可
能となるので、それまでは、MSC
法人に利用可能な区域として認定
された地区に事業所を置くことによ
り権利を保障される。サイバ
ージャヤ完成後は、1年内に事業
所を移転しなければならない。

(注11)
ガイドラインには、緑地帯を広く
設け、身障者対策を施した都市計
画、リサイクル活動、世界標準の
自動車排気ガス基準、騒音対策、
廃棄物管理などが含まれる。

KDD RESEARCH

4.2.2 MSCステータス法人への優遇措置

MSCステータス法人^(注8)には、以下の優遇措置が与えられる。

(1) 税務優遇措置

- マレーシア法人税の5年間（技術移転の状況等を勘案し、10年間に延長可能）の免除、またはインフラ整備等の重要投資を行う新設会社や、マルチメディア活動が収益事業ではなく、コスト・センターとなる法人に対しては、MSCサイバーシティ域内での新規投資に対し100%の投資税額控除を適用
- マルチメディア関連設備・機器の輸入関税免除
- MSC域内の現地中小企業（51%以上をマレーシア人が所有）への試験研究費補助の供与

(2) その他の優遇措置

- ・外資100%まで可能
- ・外国人専門技術者の雇用（出入国規制のない労働ビザの発給）
- ・外国為替管理の適用除外（外貨保有の自由、借入金の制約無し。自由な海外送金。）^(注9)
- ・知的所有権の保護とサイバー法の適用
- ・インターネットの検閲無し
- ・世界的に競争力のある廉価な通信サービスコスト
- ・世界標準の情報通信インフラの利用が可能
- ・高度に計画された緑豊かな都市環境
- ・マルチメディア大学を含む教育施設の利用

4.2.3 MSCステータスの適用条件

MSCステータスを取得した法人は、次の3つの条件を満たすことを求められる。

- マルチメディア事業活動を行う独立法人の設立（MSCステータス取得後1カ月以内）
- MSCサイバーシティ内への事業所の設置^(注10)
- MSC環境ガイドライン^(注11)の遵守



4.2.4 MSCステータス取得企業

今年10月21日現在で、MSCステータス申請企業150社のうち、国内外の企業63社がMSCステータスを取得している。そのうち36%はマレーシア企業で、残りが日本、カナダ、米国、欧州企業である。主要企業は次のとおり。

- 現地企業／Mimos Bhd. (インターネット・プロバイダー)、TM、TV3 (放送会社)、サプラ、Alam Teknokrat、Aims Worldwide、IOI マルチメディア、PNB^(注12)、CSA、Renong Solutions等
- 外国企業／住友、シャープ、ACL、富士通、DHL、三菱、NIT、ロイター、サン・マイクロシステムズ、NCR、NEC、BT、ノーテル、シーメンス、ジェムプラス (ICカード製造)、エリクソン等
- 合弁企業／Alta Vista/Alam Teknokrat、TM/プトラ・マレーシア大学、サン・マイクロシステムズ/Mimos等

<参考文献・資料>クアラルンプール事務所 (3.26、4.14、5.16、8.7、8.8、10.7、10.29等)

Asia-Pacific Telecoms Analyst (6.2、7.21、8.4、9.29等)

FORTUNE (8.18)

(注12)
Permodalan Nasional Bhd. MSC内における電子政府、およびスマートカードのアプリケーション開発を行う。



各 国 の テ レ コ ム 情 報

米国

アームストロング氏、ヒューズ会長からAT&TのCEOに

AT&Tの現CEOアレン氏の後任に全くの異業種出身のウォルター氏を抜擢したもの早期に解任し、現AT&T役員のゼグリス氏が噂されていた。

AT&Tは、本年（1997年）10月20日に、同社の次期会長兼最高経営責任者（CEO）に、現ヒューズ・エレクトロニクス会長のマイケル・アームストロング氏が就任することを発表した。発表の前日夜に開催された臨時役員会で、アームストロング氏が選出された。就任は本年11月1日。この臨時役員会では、副会長のゼグリス氏の社長の昇格についても決定されている。

現CEOのアレン氏は、11月1日以降も役員会に残り、来年（1998年）2月に退任する。

AT&Tの次期CEOについては、昨年（1996年）8月に、最有力候補として期待されていた社長（当時）マンドル氏が同社を辞して以降、後任を巡り話題を提供してきた。

1996年8月、当時社長であったアレックス・マンドル氏は社内ナンバー2とされ、次期会長兼CEOに確実視されていたが、突然AT&Tを辞した。アレン氏の確実な後継者としての指名が役員会において否決されたことを受けてと報じられている。AT&Tの後継選びの困難はこの時の判断に遡る。

同年11月、AT&Tは、大手印刷会社ドネリー&サンズのCEOであったジョン・ウォルター氏が次期会長兼CEO含みで社長に就任すると発表した。ウォルター氏は、印刷業界において最新の技術を導入することで会社を建て直した手腕が、今後の通信業界の展開に活かせるとして評価された。アレン氏の後継選びは、この発表をもって終わったかに見えた。

ところが本年7月15日、役員会はウォルター氏を次期CEOに指名することを拒否し、ウォルター氏は社長就任から僅か9ヶ月で辞任に追い込まれた。役員会のメンバーの社外取締役は、指名の否決の理由を「知的面におけるリーダーシップの欠如」にあるとした。これは、アレン会長自身の言葉であると報じられている。

本年6月に、AT&TとSBCコミュニケーションズとの合併案が報道された際、SBCコミュニケーションズのCEOのエドワード・ウィッタカー氏を後任に考えているアレン氏が強引に進めているとの憶測が一部でなされていたが、ウォルター氏の辞任によりこの憶測は事実に近かったとされている。尚、SBCコミュニケーションズとの合併案については、ウォルター氏の辞任に先んずる6月末に、FCCの反対により破談となっている。

ウォルター氏が次期CEO含みで選任された理由として、2点が指摘されている。



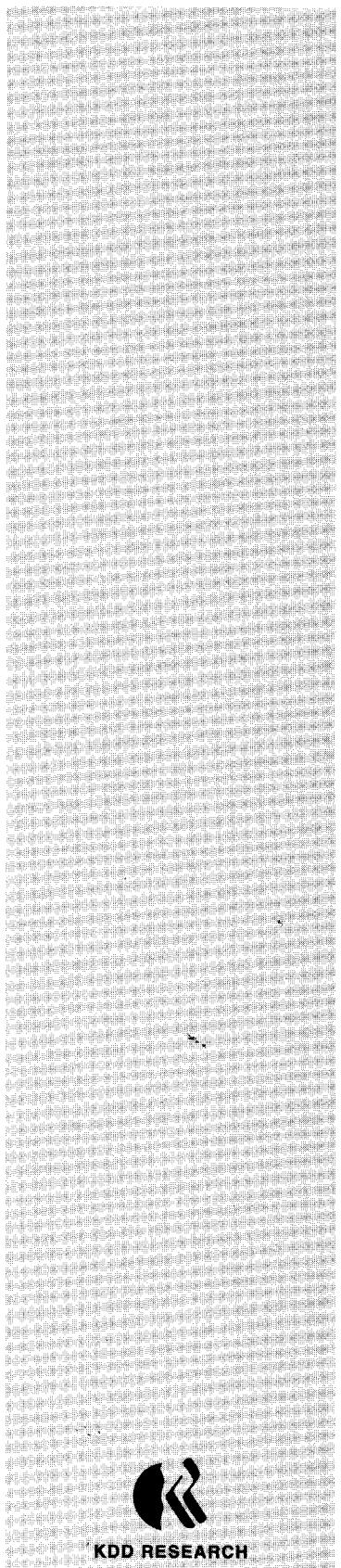
1つは、CEOではなくCEO「含み」という立場での就任に難色を示さなかった点である。CEOとして就任する場合、役員にこれまでのビジネスのパートナー（腹心の部下）等を就任させるケースが多く、これにより立ち上がりを円滑なものとするのだが、報道によればアレン氏が会長職の即座の承継に強く反対したとのことである。このため、イーストマン・コダックのジョージ・フィッシャー会長や、今般CEOとしてAT&Tに就任するアームストロング氏は、当時のAT&Tのアプローチに魅力を感じなかったとのことである。もう1つはマーケティングスキルで、ウォルター氏は実際、この9ヶ月の間に大口法人顧客を精力的に訪問する等によりAT&Tの巨大な営業部門からの支持を獲得する一方、官僚的体質に基づく意思決定の遅れにも言及していたとのことである。但し、一方で通信産業の特殊性への理解に時間を要していたようであり、就任初期の役員会において、「なぜBOCsにアクセスチャージ削減の圧力をかけなければならないのか」といった質問を行っていたようである。

社外取締役を主とする役員会が、自ら選任したウォルター氏を、依然として残るアレン氏のリーダーシップの下で解任するというこの顛末は、AT&T経営陣の混乱を如実に現すものである。1996年電気通信法の施行、或いはシェアや株価の低下傾向や競争激化への対応のためのAT&Tの戦略の明確化及びスリム化策の推進の最中に、トップ人事でこのような混乱を招いている状況は、利用者、株主或いは従業員に決して良い印象を与えるものではない。

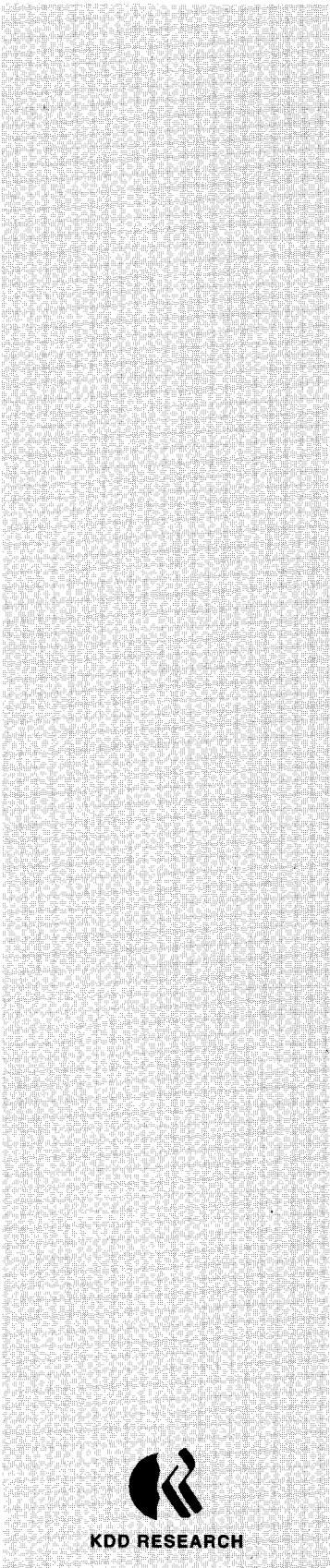
しかしながら、通信に全く経験のないウォルター氏を迎えた段階で下落したAT&Tの株価は、同氏の辞任により僅かに上昇した。これは、AT&Tの経営陣の混乱よりも、ウォルター氏がCEOとなることの方が、AT&Tの今後に与える悪影響が大きいと株主が判断したことを意味していると考えられる。株価はその翌日に約3.6%下落しており、どちらに転んでも「良い評価」が得られる状況ではなかったと言える。

適切なCEOを選任できない役員会と、後継者を育成できないアレン会長兼CEOに批判の矛先は向けられている。特にアレン氏は、1988年に前会長兼CEOのオルソン氏の急死の後を引き継いで以来の長期政権の中で、NCRの買収以降のコンピュータ産業への取り組みを初めとする多くの失敗を通じて戦略のなさを露呈しており、この結果、多くの人材を競争事業者に寝返らせてしまっている等と批判されている。これらを背景に近年の人員削減策もあわせて、AT&Tの状況が尋常ではないとの印象を市場に強く植えつけている。

この他に批判された点は、ウォルター氏への違約金支払い額である。AT&Tは、ウォルター氏に対して、1998年1月1日までにCEOを承継しない場合、違約金として380万ドル（約4.56億円）及びドネリー&サンズで得られたであろう報酬相当額として2,280万ドル（約27.36億円）を支払うことを契約において規定している。ウォルター氏は、AT&Tの社長就任に係る契約書にサインすることの報酬として500万ドル（約6億円）のボーナスを既に得ており、9ヶ月間で合計3,160万ドル（約37.92億円）の報酬を得たこととなる。先に述べたAT&Tを取り巻く厳しい環境が、創業以来112年の歴史の中で最も「動搖している」時期と称されているが、この状況下でのリターンを見込めない出費として、この額は、株主、従業員或いは利



KDD RESEARCH



用者から反発を受けるのも当然と言えよう。

7月30日、AT&Tは、CEOの後任探しを本格化させるべく、スカウト会社であるハイドリック＆ストラグルズ社及びスペンサー・スチュアート社との間で契約を締結し、社外取締役からなる選定委員会を設置したと発表した。候補者は、社内／社外を問わない旨も明らかにされた。

候補として、社外では、前述のアームストロング氏とフィッシャー氏の他、ジェームズ・バークスデイル氏（ネットスケープ・コミュニケーションズ社CEO）、リチャード・ブラウン氏（ケーブル&ワイアレス社社長、前アーティック社取締役）、サム・ジン氏（エアタッチ社CEO、前パシフィック・テレシス社CEO）、ダニエル・エイカーソン（ネクステル社CEO、前MCI社長）が、社内ではジョン・ゼグリス副会長が報じられていた。

10月頃にはアームストロング氏とゼグリス氏に絞られてきていると報じられていた。ゼグリス氏は、1984年のAT&T分割の実施に法律事務所として深く関与し、分割完了後にAT&Tに引き抜かれた。CEOの経験は無いものの、リーガルマインドでアレン氏と共に、「セールスマン風のウォルター氏と異なり」と比較される）、1984年と1996年の分割や移動体分野における戦略策定に携わり、通信法制定等を巡るBOCsとの激しい闘いに関与してきていることから、最有力候補とされていたが、一方で、AT&Tの選定委員会は、強力なリーダーシップを有する社外の人材獲得というプレッシャーを有しているとも報じられていた。

1990年に設立したAT&Tユニバーサルカード社を売却する方針を明らかにする等、戦略の明確化による本業の通信分野での業績改善を目指し、同時に地域分野への展開を強力に推進しようとする現在のAT&Tは、株価やシェア低下の問題の他にも、このところ疎かになりがちな海外進出のこ入れや大手長距離事業者の中で唯一取り残されているインターネット事業の本格化の他に、対外イメージの回復及び社内モラルの改善等、取り組まなければならない問題が多い。本年第3四半期が、設備投資に係る費用の増加により增收減益となっており、予想された内容としているが、財務体力が残っている間に、どのように競争力のある総合通信企業に脱皮するのか、米国のもう一方の雄であったIBMで階段を昇り、DBSというハイリスクな分野を軌道にのせ、AT&TのCEOに就任したアームストロング氏の打ち出す戦略と戦術はいかなるものとなるのだろうか。

<出典>KDDワシントン事務所、Wall street Journal、New York Times等

● COMMENT

アームストロング氏のこれまでの経歴は、AT&Tと長く競合する立場にあった点で興味深い。

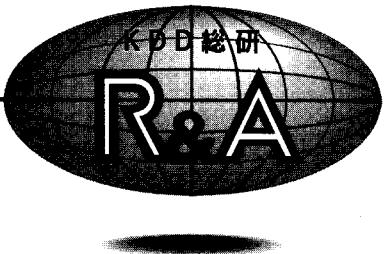
アームストロング氏が長く勤めていたはIBMは、AT&Tと共に米国を代表する2大企業とされており、1980年代以来、データ系サービス或いは衛星サービスにおいて、AT&Tと激しい競争を繰り広げていた。

飽くまで本業との相乗効果を追及するIBMは、全世界にまたがるデータ通信ネットワークを独自に形成して現在に至っている。

衛星分野については、国内衛星(DOMSAT)草創期において、AT&Tとの間で



KDD RESEARCH



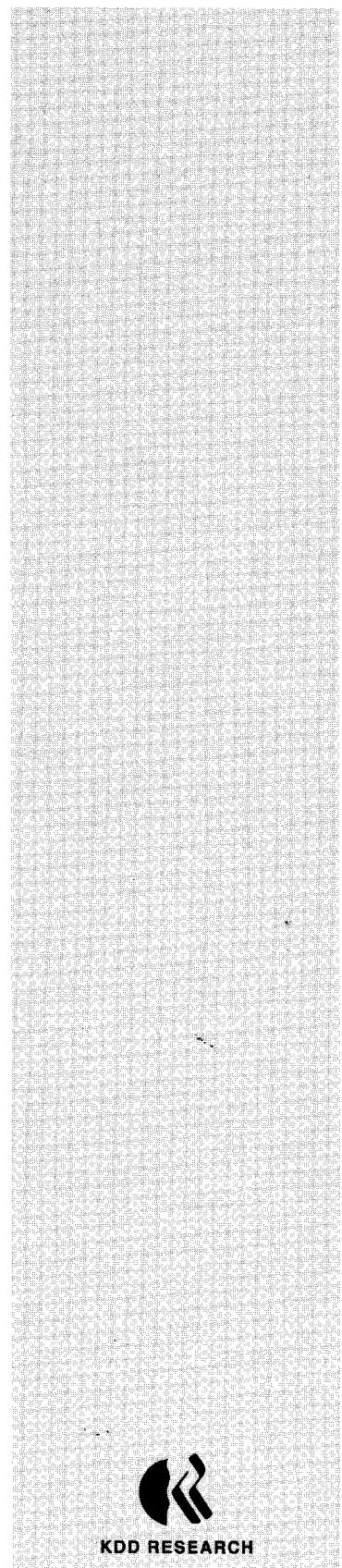
主導権争いを繰り広げたが、その後早々に撤退した。保有する衛星の営業権は、1985年と1988にMCIとヒューズ社に売却された。一方のAT&Tは自前の衛星を有し、衛星部門（Skynet）によりサービスを継続した。

アームストロング氏は1993年に、31年間勤めたIBMを辞め、GE傘下の衛星通信事業者であるヒューズエレクトロニクス社に会長兼CEOとして迎えられた。当時CATVとの棲み分けが不明瞭で普及の目処がたっていなかった衛星放送（DBS）分野において、最新の技術革新の成果を活用してDirecTVを成功させ、DBS分野で先行していたPrimesterを大幅に上回る契約者を獲得した。1995年に米国の衛星分野における国際と国内の垣根が撤廃されたのを契機として、米国衛星通信分野に再編の動きが現れた。1996年に、当時国内1位のヒューズが、「別個システム」（インテルサット以外の国際固定衛星通信を扱う事業者）1位のパンナムサットを買収したのである。残る大手DOMSAT事業社であるGE或いはAT&TSkynetは、競争力強化の必要に迫られ、スリム化を進めつつあったAT&Tは、Skynetを、最早戦略部門ではなくなつたとして、衛星関連事業へのシフトを進めるローラル社に売却した。

これ以降、アームストロング氏率いるヒューズ社は、AT&Tと競合することなく、むしろAT&Tはサービスのバンドル化の流れによりNews Corp.と提携したMCIに対抗するため、ヒューズ社が提供するDBSサービスであるディレクTVと提携関係を結んでいる。

現在のAT&Tの課題は、これまでの分社策にみられる「コア・ビジネスへの特化」という、戦略の明確化と組織のスリム化の一層の推進である。具体的には、米国内における長距離・国際分野での競争力強化、米国地域市場への基盤確立、セラー或いはPCSといった移動体分野での提供範囲の拡大と地位強化が目標とされている。また、活発な動きが見られる諸外国への直接進出やインターネット等の分野への対応も要求されている。アームストロング氏は、これまでIBM或いはヒューズで携わったデータ、衛星通信或いはDBSとは異なる分野を扱うこととなる。しかしながら、ウォルター氏のように、全く関連のない分野出身というわけではないこと、アレン現CEOが来年2月の退任を明らかにしていること、ゼグリス氏が社長に昇格して二人三脚体制となること、そしてAT&Tがウォルター氏で失敗し、株主等から激しく非難された経験を踏まえて決定していること等から、この件を巡って再びメディアを騒がせることとなる可能性は低いものと考えられる。視点は、昨年のマンドル氏の経緯があることから、むしろポスト・アームストロング、すなわちゼグリス氏に移されると言えよう。

(大谷 潤)





(注1)

正式免許名は、公衆セルラー携帯電話サービスPCMTS (Public Cellular Mobile Telephone Service) である。

(注2)

ちなみに、97年6月末現在のセルラー電話加入者数は、合計47.5万、内訳はSingTelが41.5万(85.5%)、MobileOneが6万(シェア14.5%)である。

(注3)

セルラー電話サービスの免許料は、免許取得時に100万シンガポールドル(約7,800万円)を納める他、年間売上が2億5,000万シンガポールドル(約195億円)未満の場合、売上の6%、2億5,000万シンガポールドル以上、5億シンガポールドル(約390億円)未満の場合、売上の9%、5億シンガポールドル以上の場合、売上の12%を納めることとなっている。

(注4)

同時に、ペーディングサービスの免許料も、現行年間売上高の3%から、同1%に引き下げられた。

(注5)

Y. Y. Wong氏が社長。モトローラのセルラー電話、ペーディング端末の販売代理店などを手掛け、通信・電子機器販売、娯楽産業、外食産業などに携わるコングロマリット。

(注6)

セルラー電話サービスを今年4月から提供開始したMobileOne(HKT、C&W出資)は、「TelecomONE」として基本通信サービス入札にも参加している。

(注7)

基本通信事前入札時はコンソーシアムの名称が未定であったが、今年10月2日、WorldCom及びSembawang Cor.、MRTの3社は、新会社「DirectLine」を設立、署名式を行った。



KDD RESEARCH

シンガポール

セルラー電話の複占、2000年4月1日以降崩れる

■ 現在、SingTel MobileとMobileOneの複占であるセルラー電話で、98年中に更に2社を上限に免許を付与、基本通信入札者に有利か。

TAS(シンガポール電気通信庁)は、9月17日、今年10月1日から12月31日までの3ヶ月間、シンガポールの第3、第4のセルラー電話^(注1)事業者を選定する入札の応募者を受付けることを発表した。2社を上限に選考されたセルラー電話新規事業者は、2000年4月1日から商用サービスを開始し、この時点でSingTelおよびMobileOneの複占は崩れることとなる。なお、新規事業者の免許期間は2000年4月1日から17年間で、外資規制は従来同様、49%まである。

シンガポールにおけるセルラー電話は、今年4月にMobileOneが参入して以降、競争が過熱気味であり、MobileOneの加入者は今年10月中に10万を越える勢いで^(注2)、新規事業者が参入する2000年には150万加入に達し、セルラー電話市場はすでに飽和状態になっている可能性が高い。従って、94年に実施されたSingTel Mobileに次ぐ第2事業者1社の入札時には、10社から応募が寄せられたが、今回は3~5社の応募にとどまるだろうという見方が強い。

一方、TASは、今年9月19日、現行では年間売上高に応じて、売上高の6%~12%^(注3)の設定となっているセルラー電話の免許料を、2000年4月1日以降は、一律、年間売上高の1%に統一することも発表し^(注4)、新規事業者の参入意欲を高めている。

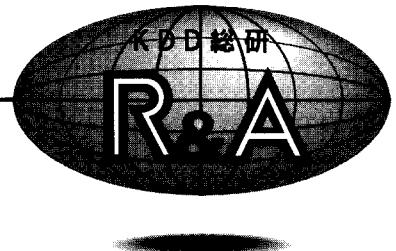
<出典>テレコメット・シンガポール(9.18、9.30)、Telenews Asia(10.8)

COMMENT

今年3月、運輸通信大臣マー・ボー・タン氏は、2000年4月以降、セルラー電話サービスを更に自由化し、2社程度に追加免許を付与する用意があることを公表していた。また、今回のセルラー電話免許の入札は、基本通信サービス入札者に対しても門戸が開かれており、同サービス免許の入札事前審査条件にも、この点が明記されている。

現在、新規セルラー電話免許取得の有力候補と言われている3社は、基本通信サービスの入札にも参加している「StarHub」(外資ではBT及びNTTが出資)の他、今年4月1日からペーディング事業に参入したIntraco(ハチソン・イントラページ)、そして現地企業Wywyグループ^(注5)(95年のセルラー電話入札で日本のDDI等と組んで落選)である。一方、基本通信サービス入札に参加しているWorldCom率いるコンソーシアム「DirectLine^(注6)」の現地出資者であるセンバワーン及びMRTは、WorldCom自身がセルラー電話の提供に対して意欲的ではないため、別の提携パートナーを探しているとも伝えられている。

政府側が、セルラー電話における追加免許付与を基本通信における競争導入まで遅らせたことにより、ネットワーク展開上、基本通信免許取得者が有利となることは言うまでもない^(注7)。10月1日にTASが発表したセルラー電話入札の評価基準(次頁表参照)においても、「周波数、資源の有効利用(30ポイント)」ならびにボ



イントの高い「サービス計画(80ポイント)」で、ネットワーク面での効率化の追求と、マーケティング上のシナジー効果が期待できる既存の通信サービス提供者、及び基本通信免許取得者が優位と見られる。

(前川 瞳衣)

■表：シンガポールのセルラー電話(PCMTS) 入札審査の評価基準

評価項目	内 容	ポイント数
1.戦略的計画	—	30
2.組織力、財務力	・組織構成、財務力(8ポイント) ・業務の堅実性、財務・債務計画(8ポイント) ・技術／ネットワーク計画に則した投資計画(4ポイント)	20
3.サービス計画	・サービス提供範囲(40ポイント) ・サービス品質(40ポイント)	80
4.技術計画、技術力	・ネットワーク計画／構成(10ポイント) ・加入者獲得目標に応じたネットワーク建設(10ポイント) ・ネットワーク／システム設置、運用経験(10ポイント)	30
5.周波数、資源の有効利用	・システム容量の最大限の活用(10ポイント) ・システム容量を拡大する技術の利用(10ポイント) ・インフラ及び資源の最大限の活用(10ポイント)	30
6.ネットワーク改善計画	—	10
合 計		200

(出典:TASプレスリリース、97年10月1日)

ニュージーランド

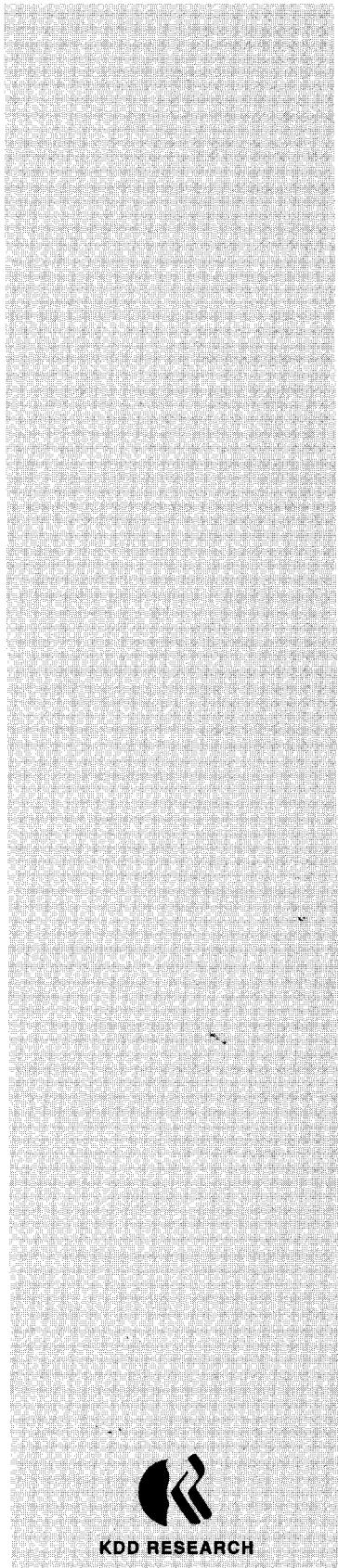
ニュージーランドの電気通信

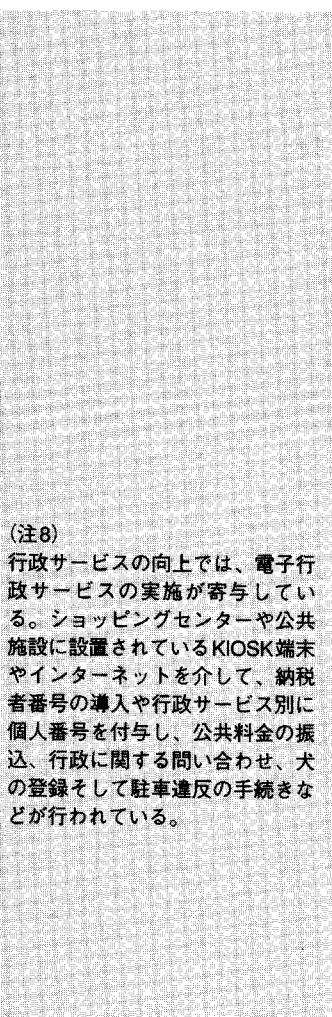
TCNZは規制緩和が進んで競争の激しいニュージーランドの通信市場で高収益を上げている。

ニュージーランドは、1989年4月1日から、割当周波数に限界があるために競争入札免許制を採用したセルラー電話を除き、すべての通信サービスへの参入規制を撤廃した。Telecom Corp of New Zealand(以下、TCNZ)については、外資1社当たりの出資上限は49.9%までとなっているが、TCNZ以外の電気通信事業者及び通信機器製造に関する外資規制はない。

1. ニュージーランドの行財政改革

80年代の中頃、ニュージーランドは財政危機に陥り、その解決策として、国営企業の民営化、行政機関の統廃合と公務員の削減、税制の改革そして国有財産の大





(注8)

行政サービスの向上では、電子行政サービスの実施が寄与している。ショッピングセンターや公共施設に設置されているKIOSK端末やインターネットを介して、納税者番号の導入や行政サービス別に個人番号を付与し、公共料金の振込、行政に関する問い合わせ、犬の登録そして駐車違反の手続きなどが行われている。

(注9)

TCNZのソフトの大半は下二桁だけを読み取るため、コンピュータの2000年以降の処理が、西暦を取り違える可能性があることから、98年末までに全てのシステムを対応できるようにする。この問題に対応するためにニュージーランド全体で約13億ニュージーランドドル(約1040億円)のコストがかかることとされている。



KDD RESEARCH

幅な売却などを行い、広範かつ急ピッチで経済改革も実施された。その成果が90年代に入り現れた。80年代後半の年1.5%の経済成長の後、90年代初頭のマイナス成長を経て、92~93年にかけて景気の回復、拡大を成し遂げたものの、94年の+6%の経済成長率をピークに、鈍化傾向が続いている(96年経済成長率は+1.8%)。輸出の増勢の鈍化がその原因と言われている。また、この一連の改革のもう一つの成果として、財政収支が93/94年に黒字化し、94/95年には27億ニュージーランドドル(2,160億円:GDP比3.1%)の黒字を達成した。

ニュージーランドの行政改革のきっかけとなったのは、住民からのプレッシャーとも言われているが、実際の主要な改革はロジャー・ダグラスが大蔵大臣に就任中に実施された。ダグラスは、労働市場と政府規制の緩和なしにはニュージーランド経済はもちこたえられないという危機感を持って改革に取り組んだ。改革の成功の要因として、税務関連の改革(最大税率の引き下げ、情報システムの構築、税還付金の迅速処理などの業務改善)、民営化による競争原理の導入及び行政サービスの向上^(注8)ということが指摘されている。なお、ニュージーランドの行政改革全体で、政府関連職員数が改革前の8万人から半分以下に減ったとも言われている。

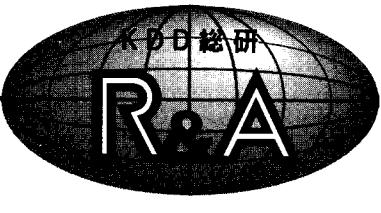
2. TCNZとクリア・コミュニケーションズ

前述の改革の一環として90年9月に完全民営化されたTCNZは、アメリカンベルアトランティックのコンソーシアムに全株式の半分近くを買収された。当時16,200人の従業員が働いていたが、95年には8,500人に削減された。大幅な固定費削減で企業体质は強化され、規制緩和が進んで競争の激しいニュージーランドの通信市場で高収益を上げている。97年3月期決算での売上高は、約31億ニュージーランドドル(約2,480億円)で前年度比6.2%増であったが、税引き後利益は5億8,100万ニュージーランドドル(約465億円)で、前年度比19%の減少であった。これは、コンピュータの「2000年問題」^(注9)に関する引当金(5,800万ニュージーランドドル:46.4億円)を計上したため、4年ぶりの減益決算であった。

本年3月末のTCNZの加入者回線数は178万(前年度比3.7%増)で、その97%はデジタル交換機に収容されている。98年中には100%の収容を目指している。また、公衆電話の整備に力を入れて、常時稼働率は98%を達成している(88年では76%の稼働率)。

TCNZの海外進出は、インドでのペーディング事業撤退やフィリピンのキャリアへの出資断念など不調であったが、オーストラリアの子会社であるPacific Starの運用も来年1月末で終了する旨報じられた。

90年8月に設立され、同年11月に現在の名称が採用されたクリア・コミュニケーションズは91年に国際を含む長距離通信に参入し、ニュージーランドの通信料金を50%引き下げたと言われているが、全株式の半分をMCIとBTに買収されている。94年のTCNZとの相互接続協定により、Non-Codeアクセスを実施し、0800フリーフォンサービスを開始したりして、22~25%のシェアを獲得したものの、過去数ヵ月間でTCNZに5ポイント前後奪回された。また、95年9月にループ相互接続に関する協定もTCNZと締結済みであるので、TCNZに対抗しうるローカルル



一サービスの提供も可能となっているが、サービス開始が遅れている。

3. セルラー電話

87年8月にオークランドでサービスが開始されたセルラー電話は、総人口（約350万）カバー率96%を達成し、加入者数も順調に伸びている一方、93年6月に開始したベルサウス・ニュージーランドのGSMの加入者数に伸びが見られない。また、93年5月に、テルストラはTACS-Bバンドの入札に参加し、1300万ニュージーランドドル（10.4億円）を超える入札価格で20年有効の運営免許を取得したにもかかわらず、サービスは未導入。

■表：セルラー電話加入者数

（件：97年6月末）

方式	方式	開始年	加入者数
TCNZ	AMPS/DAMPS	1987	522,600
BellSouth NZ	GSM	1993	63,500

<出典>KDDシドニー事務所 (10.131997)、The APT Yearbook 1997他

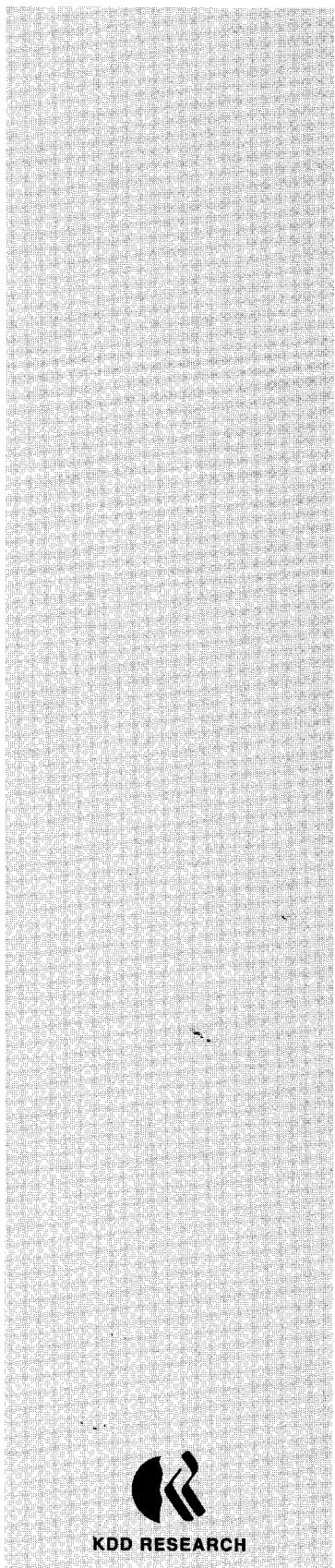


COMMENT

ニュージーランドの電気通信自由化の特色は、競争を導入すれば規制は不要であり、反対に規制すれば競争は進展しないという基本的な考え方に基づき自由化を極めて短期間にかつ徹底した形で行ったと言われるが、その結果はどうであらう。本年6月末まで固定サービスのキャリア数を制限していた隣国オーストラリアではテルストラとオプタスの固定網複占が続いていたが、完全自由化のニュージーランドでもTCNZとクリア・コミュニケーションズの固定網複占政策が採られていたのではないかと思わせるほど2社の事業活動が傑出していた。

通信業界も規制撤廃で競争が激しくなり、独占、寡占以外に利益がでない構造になりつつあると言われるが、ニュージーランドがその先例となるのであろうか。

(神保 修)





欧州委員会

欧州委員会、番号計画に係わる指令案を提出

2000年1月1日までに事業者事前選択とナンバーポータビリティの導入を各加盟国に義務づける方向へ。

欧州委員会は10月1日、欧州番号計画に係わる指令案を発表した。

これは委員会が5月に発表した「番号計画グリーンペーパーへの諮詢結果」を受けて、事業者ナンバーポータビリティおよび事業者事前選択（carrier pre-selection）に係わる事項について、先に採択された「相互接続指令（指令97/33/EC）」の番号計画に係わる条項の一部を以下のとおり改正するものである。

改正案内容	改正点
<p>1. 指令97/33/EC第12条第5項を以下のとおり置き換える。 「各国の規制当局は、ナンバーポータビリティを可能な限り早急に導入し、エンド・ユーザが希望すれば特定の地域内でサービス事業者を変更した場合でも、固定電話番号を維持できるようにしなければならない。そのような機能を、遅くとも<u>2000年1月1日までに実現すること</u>」</p>	<p>○相互接続指令第12条第5項では、ナンバーポータビリティの導入期限を2003年1月1日までとし、また少なくとも主要な人口集中地域で実現すればよいとしていた。</p>
<p>2. 指令97/33/EC第12条第6項の後に以下の文章を新たに挿入する。 「各国の規制当局は、顕著な市場力を有する公衆電気通信ネットワークを運営する事業者に対し、当該事業者が相互接続しているすべての公衆電気通信サービス事業者へのアクセスを加入者に提供するよう義務づけなければならない。また、2000年1月1までに、加入者が事前に半永久的にサービス事業者を指定できるような機能を実現するよう図らなければならない」</p>	<p>○相互接続指令の中には事業者選択に関して具体的に規定した条項は無かった。</p>

(注10)

一国の特定の通信サービス市場において25%以上のシェアを持っていること。ただし、市場の規模、事業者の市場への影響力、信用等により一概には言えないため、最終的には各規制当局の判断に任されている。

(注11)

ギリシャ（2000年12月31日まで）、アイルランド（2000年1月1日）、ルクセンブルク（1998年7月1日）、スペイン（1998年11月30日）、ポルトガル（2000年1月1日）の5カ国。



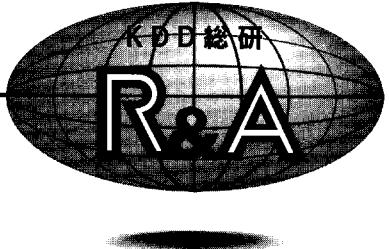
対象とする事業者は当面、顕著な市場力を有する^(注10) 固定公衆ネットワーク事業者に限り、その他のすべての固定公衆ネットワーク事業者にも義務を拡大するかどうかについては、1999年末までに予定している電気通信市場の自由化状況の検証時に併せて検討することとした。また、移動体通信にもナンバーポータビリティ、事業者選択機能の導入を拡大するかどうかについては1998年末までに検討することとしている。

また、音声電話サービスの自由化期限に猶予が認められている一部の加盟国^(注11)に関しては、それぞれの猶予期限までに実現することとしている。

<出典>COM (97) 480 (10.1)、IP/97/831 (10.1) 他

COMMENT

指令案の内容は先の諮詢結果の結論とほぼ同内容で、非差別的かつ利用者にとっての利便性に配慮した（ユーザフレンドリーな）番号システムを取り入れることに



より、利用者の事業者選択の機会を増やし、ひいては事業者間の競争を促進することを目指している。

当初欧州委員会は、グリーンペーパーの諮問結果は法的拘束力のないガイドラインとして採択するに留める考えであったが、より強力にイコールアクセス^(注12)の導入を各国に徹底させるような明確かつ透明な規則の制定を望む声が新規事業者等から強く出され、閣僚理事会および欧州議会が欧州委員会に対し指令案の策定を要請する決定を下した。そこで欧州委員会は、提案の内容が相互接続指令の中の番号計画に係わる条項と関連があることから、相互接続指令の内容の一部を修正する方向で提案を行うのが適切であると判断した。

事業者の事前選択について本指令案では具体的に、「事前に加入者が半永久的に任意のサービス事業者を指定しておくが、短い事業者番号を電話番号の頭につけてダイヤルすれば、それ以外のサービス事業者を選択することも可能な方法」と規定している。これは米国型のイコールアクセスをイメージしているものだが、EU加盟国の中で既にイージーアクセス^(注13)を導入している英国だけは、事業者事前選択の導入に対して反対の立場をとっており、事前選択制を導入すれば新規事業者は既存の事業者の設備にただ乗りできることになり、事業者間のインフラ開発競争へのインセンティブが損なわれ、ローカル市場での競争をかえって低下させると主張してきた。

これに対して欧州委員会は、サービス競争を抑えてインフラ競争の促進を図ることは、料金値下げを妨げることになり、長期的には経済効率の向上にはつながらないと反論している。

(近藤 麻美)

■参考 相互接続指令第12条（概要）

- 各加盟国は、すべての公衆電気通信サービス事業者に対して十分な電話番号と番号範囲を確保しなければならない。
- EU域内のネットワークおよびサービスの相互運用を確保するため、各加盟国は自国の番号政策と、EUの番号政策との調和を図らなければならない。
- 電気通信ネットワーク事業者および電気通信サービス事業者からの独立性を保証し、かつナンバーポータビリティを推進するため、国内の番号計画は各國の規制当局の下に管理し、有効競争を確保するため、規制当局は番号の割当を透明、公平、迅速に、客観的、非差別的な方法で実施しなければならない。また、例えば一般的な公共サービス（番号案内、緊急通話等）またはイコールアクセスの確保等の目的のために、特定の前置番号やコード番号を各國の規制当局が定めることができる。
- 各國の規制当局は、自國の番号計画の主要な事項、およびそれについて加筆・修正があった場合は加筆・修正事項について、国家安全保障上の制約に触れない限り、これを公表しなければならない。
- 各國の規制当局はできる限り早急にナンバーポータビリティを導入し、特定の地域内であれば利用者が固定電話サービス提供事業者を変更しても、電話番号を維持できるように図らなければならない。遅くとも2003年1月1日までに主要な人口集中地域で実現すること。また、利用者にとって適正な料金を確保するため、規制当局はナンバーポータビリティ機能に係わる相互接続料金が適正なレベルになるよう図らなければならない。
- 規制当局は、番号計画の策定および実施に際し、すべての公衆電気通信サービス事業者を公正かつ公平に扱わなければならない。

(注12)
特定の長距離／国際事業者を区別しない公平な事業者選択の方法。
加入者が事前に長距離事業者を半永久的に指定しておくか、長距離／国際電話をかける場合はすべて事業者番号を頭につけてダイヤルする方法がある。

(注13)
事業者選択の方法で、加入者回線を提供するローカル事業者が任意の長距離／国際事業者を指定する。利用者は毎回事業者コードをつけてダイヤルすれば別の長距離事業者も選択できるが、何もつけずにダイヤルすれば自動的にローカル事業者の選択した長距離事業者の回線につながる。





歐州委員会、加盟国の相互接続料金にガイドライン設定

世界的にも最も低い水準の相互接続料金により、通信市場への新規参入促進による競争の活性化を狙う。

欧州委員会は、1998年1月1日の電気通信市場完全自由化後における相互接続料金のあり方に係わる勧告を探査し、EU域内の相互接続料金のレベルの推奨値 (best current practice) を発表した。

これは今年6月に制定された相互接続指令 (97/33/EC) の中で、欧州委員会が相互接続に係わる諸条件および会計方式に関する勧告書を作成することが定められていたことによる。

本勧告は加盟国に対して強制力を持つものではないが、各国の規制当局が相互接続指令の下に自国の通信事業者を監督する際のガイドラインを示すものであると、委員会は述べている。

勧告の概要は以下のとおりである。

1. 勧告の範囲

各国の規制当局により顕著な市場力を有すると判断されたネットワーク事業者 (以下、「指定事業者」) の定める相互接続料金を対象とする。

また、最も基本的な相互接続サービスは通話の終端サービス (call termination)^(注14)であることから、本勧告では終端サービスに係る料金に的を絞ることとする。

本勧告は固定ネットワーク事業者どうしの相互接続だけではなく、固定ネットワーク事業者と移動体ネットワーク事業者の間の相互接続料金にも適用される。

2. 勧告の目的

相互接続料金は未来的長期平均増分費用 (forward-looking long run average incremental costs = FL-LRAIC) に基づいて算定されるべきであると欧州委員会は考えるが、それによる費用会計が可能になるまでの間、規制当局がそれぞれの指定事業者の定める相互接続料金を評価する指標となるよう、推奨値を提示する。

3. 推奨値の出し方

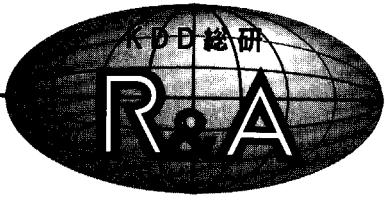
相互接続料金は接続地点やレベルによって違ってくるが、比較を単純にするために、以下の3つのレベルに分類した。また利用時間帯は最も接続料が高くなるピーク時を想定している。

- ・ローカル (local level)

着信側利用者が収容されている市内または最寄りの市内交換機への接続で、相互接続料金の中では最も低額のものに当たる。



KDD RESEARCH



・シングル・トランジット (metropolitan level)

シングル・トランジットは、より広域のすべての加入者へのアクセスが可能なレベルで、新規参入者の需要が最も高い相互接続である。

・ダブル・トランジット (national level)

ダブル・トランジットでは、既存事業者に加入しているすべての利用者へのアクセスが可能となる。このレベルでの接続料が、通常最も高額になる。

【表1】は、各加盟国の公衆ネットワーク事業者が公表しているピーク時の相互接続料金である。

本勧告による推奨値は、それぞれの分類での各加盟国の相互接続料金の、低いほうから上位3番目までの料金を元にしており、最高値は3番目に低い相互接続料金、最低値は最も低い相互接続料金に大体呼応している。各推奨値に幅を持たせたのは、国によって相互接続に係る費用に差があることを考慮したからである。

EU以外の国の事業者の相互接続料金は統一された算定方法が無く、国による格差が大きいため、比較の対象とはしていない。

■表1：EU加盟各国の相互接続料一覧(1997年9月1日現在) (単位：ECU、1ECU=約139円)

3分間利用した場合の1分あたりの相互接続料			
国名	Local	Single transit	Double transit
英國	0.0064	0.0091	0.0174
スペイン	0.0151	0.0151	0.0422
フランス	0.0071	0.0173	0.0255
ドイツ	0.01	0.0171 - 0.0216	0.0261
フィンランド	0.0181	0.0181	0.042
デンマーク	0.0098	0.0182	0.0222
オランダ	0.02	0.02	0.0252
スウェーデン	0.0168	0.0215	0.0298
イタリア	0.0154	0.0252	not provided
ベルギー	0.0278	0.0278	0.0362
オーストリア	0.0761	0.0761	0.0841

(ECおよびOVUMの資料による)

(表注1) 表中の相互接続料には通話の発呼に係る料金(call set up charge)が含まれているものもあるが、その他のトラフィックに無関係な料金は含んでいない。また、ユニバーサルサービス負担やADC (Access Deficit Contribution)に係わる料金も含まれていない。

(表注2) イタリア、ベルギー、オーストリアに関しては、相互接続を提供する事業者から申請があった料金で、各政府の承認はまだされていない。また、ギリシャ、アイルランド、ルクセンブルク、ポルトガルはまだ相互接続料金を公表していない。





この勧告は、EUの規制当局が加盟国に適用する相互接続料金を規制するための指針である。規制当局は、この勧告に基づいて、加盟国の規制当局が適用する相互接続料金が、EUの規制基準に適合するか検査する。
この勧告は、EUの規制基準に基づいて、相互接続料金が適切であることを確保するための指針である。規制基準は、相互接続料金が、EUの規制基準に適合するか検査する。
この勧告は、EUの規制基準に基づいて、相互接続料金が、EUの規制基準に適合するか検査する。

■表2：'Best Current Practice' Interconnection Charges

Local	0.006~0.01 ECU (0.83~1.39円)
Single Transit	0.009~0.018 ECU (1.25~2.50円)
Double Transit	0.015~0.026 ECU (2.09~3.61円)

(1ECU=約139円)

相互接続料金が【表2】の範囲を逸脱している場合は、規制当局から事業者に対して料金の是正を求めるよう、勧告されている。

4. 長期増分費用による会計方式の導入

相互接続指令はその前文の中で、相互接続料金は長期増分費用（LRIC）に近い料金レベルをベースとするのが適当であると述べているが、それ以上詳しい計算方法については言及していないかった。しかし本勧告において欧州委員会は、相互接続料金はFL-LRAICに基づいて計算すべきであるとし、まだそのような会計方式を導入していない加盟国の規制当局に対して、各国で期限を定めて自国の指定事業者に新方式の導入を迫るようにと、求めている。導入までには長くても2年程度で間に合うと委員会は見ている。

5. 他の加盟国事業者との相互接続

一加盟国において認可を受けた事業者が、他の加盟国宛の通話をつなぐ目的のためだけに着信国の事業者と相互接続し、着信国内でのサービスの提供またはインフラの運営は行わない場合は、着信国側の規制当局の認可を受ける必要はない。またその場合は、着信国におけるユニバーサルサービスの負担金およびADC（Access Deficit Contribution）は課されるべきではない。

本勧告の推奨値については、1998年7月31日までに見直しをかけ、必要があれば再度更新することとしている。

<出典> IP/97/885 (10.15)、Commission Recommendation (10.15)、Communications Week International (9.22) 他

COMMENT

今回の推奨値が消費者に与える影響として委員会が特に強調しているのは、移動体事業者と固定電話事業者との間の相互接続料の問題である。現在では固定電話間での相互接続料に比べ、固定電話と携帯電話の間の相互接続料のほうが高く設定されている場合が多く、それが携帯電話と固定電話の間の通話料が高くなる原因になっている。相互接続指令第7条では「異なる種類のサービスの事業者に対しては、異なる相互接続料金を設定してもよい」と規定されてはいるが、固定ネットワーク



KDD RESEARCH



上でのcall termination部分に関しては発信側が固定電話でも携帯電話でも利用する網機能に差異はなく、相互接続料の著しい格差の根拠にはならないと、委員会は述べている。今回の勧告により移動体事業者が支払う相互接続料が下がれば、携帯電話料金も値下がりするであろうと委員会は見ている。

また欧州委員会は、すべての事業者に対する非差別の原則の下、自国の事業者に対し提供している相互接続ポイントは他の加盟国との認可を受けた事業者に対しても同等の条件で提供するよう求めており、今回の推奨値は加盟国間の国際通話料金の値下げにもつながると期待されている。

推奨値はcall terminationに係る料金のみで、実際の相互接続には更に別の機能に係る費用も加算されてもっと高いものになる。しかしそれでも、EUの示した推奨値はかなり低く、一部の加盟国の既存事業者にとっては厳しい水準となっている。勧告自体に強制力は無いが、今後この推奨値をめぐって事業者間で論議を呼ぶものと予想される。

なお、今回発表されたのは勧告書の「第1部」で、ECは現在、費用会計方式および会計分離に係わる「第2部」も作成中であり、年内に発表される予定である。

(近藤 麻美)

英國

コンディショナル・アクセスに関する諮詢文書

貿易産業省¹ (Department of Trade and Industry以下DTI) と電気通信庁 (Office of Telecommunication 以下オフテル) は、本年7月、共同で、コンディショナル・アクセスに関する諮詢文書を発出。

デジタル・テレビジョン放送におけるコンディショナル・アクセス技術を使用したアクセス・コントロール・サービスに対する規制を、以下のサービスにおけるアクセス・コントロール・サービスに対し（拡張）適用することを提案。

- ・デジタル・ラジオ放送
- ・デジタル・データ放送
- ・非放送の情報サービス(ウェブ上の情報提供等)
- ・非放送のインタラクティブサービス（ホームショッピング、電子商取引等）

本規制案は、関連市場において顕著な市場支配力^(注15)を有するアクセス・コントロール・サービスの提供者に、以下の義務を課すもの。

- ・番組供給者に対し公正、合理的かつ非差別的条件でコンディショナル・アクセス・サービス（技術）を提供すること
- ・ケーブル・テレビジョンの事業者が設備改修なく自己のコンディショナル・ア

(注15) デジタル・テレビジョン放送におけるアクセス・コントロール・サービスへの規制は原則として市場支配力の有無に関わりなく適用される。



KDD RESEARCH



クセス・システムを利用して番組の暗号解読、多重化解除及び再放送ができるようそれら事業者と協調すること

- ・競争の回避、制限又は歪曲の禁止
- ・料金を及び提供の条件を公開すること（約款化）
- ・会計分離

以上の実施のため、クラス免許の新設及び改廃を以下のとおり行う。

- ・アクセス・コントロール・サービス・クラス免許の新設^(注16)
- ・VADS クラス免許の改訂（アクセス・コントロール・システムの運用条件を付加。アクセス・コントロール・サービス・クラス免許新設までの暫定措置）
- ・VADS クラス免許^(注17)、TSL クラス免許^(注18) 及びSPL クラス免許^(注19) の改廃

1. デジタル・テレビジョン放送における規制の状況

(1) コンディショナル・アクセス、アクセス・コントロール・サービスとは

コンディショナル・アクセスとは、デジタル放送のような大容量プラットホーム上で提供される放送番組を、番組の配給業者等と契約した特定の視聴者だけが視聴できるようするための技術。EUでの標準化は次のような方針で行われている。

- ・ひとつのセットトップボックスで複数の暗号化方式（番組）に対応できるよう ICカード（スマートカード）を利用する
- ・ひとつのセットトップボックスで複数のプラットフォームに対応できるようアクセス・コントロール機能だけを切り出して定義する。

アクセス・コントロール・サービスとは、放送システム等で、視聴者からのアクセスを制御することに関する業務を一ないし複数の番組供給者に対して提供するサービス。暗号化、顧客認証及び管理（ICカード発行、販売等を含み得る）並びに視聴料金の代行回収などが含まれ得る。コンディショナル・アクセスの語をアクセス・コントロール・サービスの意味で用いる場合もある。

なお我が国では、電波産業会（ARIB）がコンディショナル・アクセス・システム（「限定受信方式」）の技術基準を準備中である。

(注16)
「Class license for the running of telecommunication systems for the provision of access control services granted by the secretary of state under section 7 of the Telecommunications Act 1984」

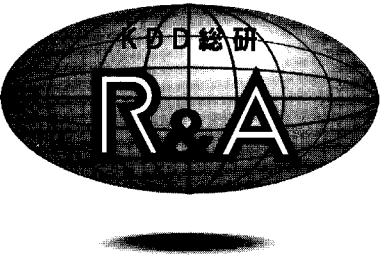
(注17)
1987年に制定された「Class license for the Running of Telecommunication Systems by PTO Group Associates to Provide Value Added and Data Services」及び「Class license for the Running of Telecommunication Systems Providing Value Added and Data Services」を指す。その後に設定された他のクラス免許に業者が移行したため有名無実となっており、DTIとしては1999年7月以降廃止したい考え。

(注18)
1991年に制定された「Class license for the Running of self provided telecommunication systems granted by the Secretary of State under section 7 of the Telecommunications Act 1984」を指す。

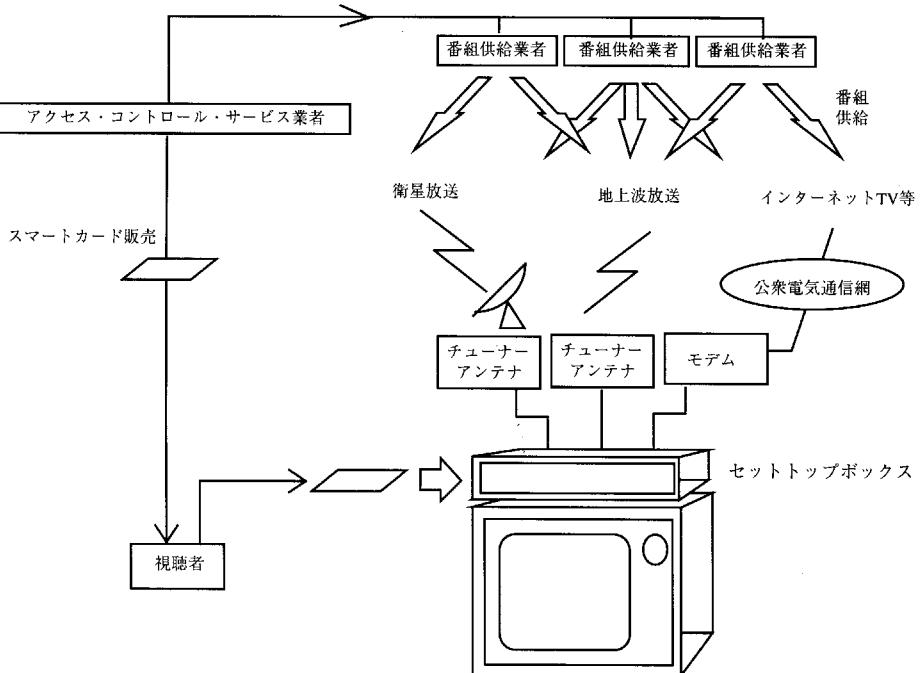
(注19)
1992年に制定された「Class license run branch systems to provide telecommunication services granted by the Secretary of State under section 7 of the Telecommunications Act 1984」を指す。



KDD RESEARCH



サービス提供（スマートカード販売、顧客管理、料金回収代行等）



(2) EUにおける規制

放送のアクセス・コントロール・サービスは放送事業者自身が行う場合が多いが、セットトップボックスの供給者等、こうしたサービスを提供し得る立場にある会社は他にもあり得る。

いずれにしろ、一または複数の放送システムにおけるアクセス・コントロール・サービス市場で支配的地位にある会社は、その地位を濫用して番組供給者を自社との資本関係の濃淡で差別的に取り扱う等の反競争的行為で番組供給市場の有効競争を歪めてしまうこともできる。

このため、EU議会・理事会指令（95/47）は、デジタル・テレビジョン放送におけるアクセス・コントロール・サービスの提供者に以下を遵守させることを加盟国に義務付けた。（参考）

- ・番組供給業者への公正、非差別的な番組提供、EU競争法への適合
- ・アクセス・コントロール・サービスを利用するケーブル・テレビジョン事業者に、番組の取捨選択等を許すような技術を実装すること
- ・会計分離

（参考）

テレビジョン信号伝送標準使用に関する議会・理事会指令95/47（1995年10月24日）第4条域内の視聴者に対するデジタル・テレビジョン・サービスの放送へのコンディショナル・アクセスについては、伝送の手段にかかわらず以下の条件が適用される。

- (a) 販売、レンタル又はその他の方法で域内で利用可能な、デジタル・テレビジョン信号のスクランブル解除ができる消費者機器は、以下の能力を有するものとする。
 - (略)
- (b) 域内で運用されるコンディショナル・アクセス・システムは、ケーブル・テレビジョン事業者が同システムを利用して地域レベルの完全なサービス制御を行うことを可能にするような、費用効率の高い遠隔制御のための技術的能力をケーブル・ヘッド・エンドで有すること





- (c) 加盟国は、その伝送媒体に関わりなく、デジタル・テレビジョン・サービスへの市場アクセスを提供する、コンディショナル・アクセス・サービスの運用者について以下を確実にするため、必要なすべての手段をとらなければならない。
 - すべての放送者に対し、そのデジタル伝送されたサービスが視聴者に受信されることを可能にするよう、公正で、合理的かつ非差別的な基準により、技術サービスを提供すること。特に支配的地位にあるとみられる場合にはEU競争法に即すこと。
 - コンディショナル・アクセス・サービスの提供者としての事業活動に関し会計分離を実施すること。
- 放送者は、関連する機器の供給の有無を考慮した視聴者向け料金表を公表する。
デジタル・テレビジョン・サービス（の提供者）は、そのサービスが効力ある欧州法令に適合する形で提供される限りにおいて以上の規定に基づくに利点を享受することができる。
- (d) コンディショナル・アクセス製品及びシステムに工業所有権を有する者は、消費者機器の製造業者に許可を与える際、それが公正で、合理的かつ非差別的な条件で行われることを確保しなければならない。技術的、商業的因素を考慮に入れつつ、所有権者は、同じ製品の中に以下のものを含めることを禁止し又は妨げるような条件を製造許可に付してはならない。
 - 他のアクセス・システムとの接続を可能にするコモン・インターフェイス
 - 他のアクセス・システムに特有のもの。ただしコンディショナル・アクセス・システムの運用者の業務処理上のセキュリティを確保するような関連の合理的条件に製造業者が反していない場合に限る。
デジタル・デコーダ内臓型のテレビジョン・セットには、デジタル・デコーダのデジタル・テレビジョン・システムのうち、コンディショナル・アクセス及び他の要素と接続できるような標準に合うソケットを少なくともひとつ実装するオプションがなければならない。
- (e) (略)

(3) 英国における規制

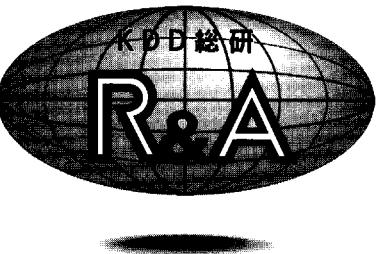
上述のEU指令を国内化するため、オフテルは1997年1月、デジタル・テレビジョン放送におけるコンディショナル・アクセス・クラス免許を制定し、アクセス・コントロール・サービスの提供者に対して以下の義務を課した。

- ・番組供給者に対し公正、合理的かつ非差別的条件でコンディショナル・アクセス・サービス（技術）を提供すること
- ・ケーブル・テレビジョンの事業者が設備改修なく自己のコンディショナル・アクセス・システムを利用して番組の暗号解読、多重化解除及び再放送ができるようそれら事業者と協調すること
- ・競争の回避、制限又は歪曲の禁止
- ・相互運用性を実現するためインターフェイス情報を公表すること
- ・紐付販売（Linked Sale）及び正当な理由のない選別や差別の禁止
- ・長官が、その権限内において、知的所有権がサービスの供給が全般的に制限されること又は特定の非合理的条件により制限されることを阻止するための措置をとれるようにすること
- ・料金を及び提供の条件を公開すること（約款化）
- ・会計分離
- ・顧客情報の秘密に関する倫理規定の遵守

2. 規制拡張の目的

今回の規制案は、デジタル・テレビジョン放送のアクセス・コントロール・サー





ビスにおける既存の規制を、その他のサービスに拡張するものであるが、その必要性をDTI／オフテルは二つにわけて説明している。

(1) マーケット・バックグラウンド

- ・プラットフォームの提供者がアクセス・コントロール・サービスの提供者でなければならない理由ではなく、アクセス・コントロール・サービスはむしろ、暗号化技術の進展等に左右されながらプラットフォームのそれとは別個の市場を形成するものと観念し得る。
- ・顧客は一般に複数のセットトップボックスを所有することを避けると思われることから、アクセス・コントロール・サービス自体が、ダウン・ストリーム・サービスの市場で容易にボトルネックを形成し得る。
- ・技術の融合（電気通信網の統合等）と市場の融合（電気通信事業者のケーブル・テレビジョン市場への参入等）により、放送、電気通信といったプラットフォームごとに規制を建てるやり方が適切ではない場合もあり得る。例えば、テレビジョンの画面のボタンをクリックすることで詳細情報を入手できるような放送とインターネットの統合サービスを利用している時ユーザーは、別々の技術を使い分けていることを意識しないだろう。つまりプラットフォーム技術に依存するような規制フレームワークの建て方はナンセンスである。

(2) 統合的規制の必要性

- ・デジタル・テレビジョン放送以外の分野でも、アクセス・コントロール・サービス提供上の反競争的行為はあり得る。
- ・デジタル伝送されるテレビジョン番組供給における公正競争の確保に対する同様の懸念は、デジタルの分野にある他の伝送手段による番組供給サービスに対しても適用し得る。伝送手段ごとに規制を分ける方法では、新しい仕組の番組供給サービスが現われた時、いかなる規制が適用されるべきか自明でない場合もあり得る。
- ・デジタル・テレビジョン放送におけるコンディショナル・アクセス・クラス免許について検討した際、規制の拡張についても意見を徴したが特段の反論は寄せられなかった。

なお、DTI／オフテルは、アナログ放送への規制の拡張は以下の理由で必要でないと判断している。

- ・特段の反競争的行為が発見されていない、確立された市場における規制の変更に対しては、強い「不要の推定」が働くこと
- ・アナログ・テレビジョン放送で主要なアクセス・コントロール・サービスの供給者であるBSkyBは、公正取引委員会（Office of Fair Trading）に対して既に、デジタル・テレビジョン放送におけるコンディショナル・アクセス・クラス免許が課しているのと同等の条件を保証することを約束していること。



KDD RESEARCH



3. 規制変更の概要

(1) コンディショナル・アクセス・クラス免許

デジタル・テレビジョン放送コンディショナル・アクセス・クラス免許は変更しない。

(2) アクセス・コントロール・サービス・クラス免許

コンディショナル・アクセス・クラス免許と同等の内容（1(4)参照）を有する標記免許を新設する。ただし、新規免許は以下の点でコンディショナル・アクセス・クラス免許と異なる。

- ・アクセス・コントロール・システムの運用者には、クラス免許の下運用を開始する前に番組供給者と協調すべき義務がない。従って、万一番組供給者が争訟する場合の相手方はアクセス・コントロール・システムの運用者ではなくオーナーとなる。
- ・コンディショナル・アクセス・クラス免許がデジタル・テレビジョン放送におけるアクセス・コントロール・サービスの全提供者に条件を課しているのに対し、本クラス免許の条件はデジタル・テレビジョン放送以外の分野におけるアクセス・コントロール・サービス及びその関連市場で顕著な市場支配力を有する業者に対してのみ適用される。

また、以下のような補足説明を行っている。

- ・自らのみを視聴者として提供されるアクセス・コントロール・サービスは一種の自己供給（self-provision）と言えるが、番組供給者に対する地位という点では他の提供者と変わりがない。従ってそうでない提供者に比べて規制条件を緩めることはしない。
- ・例えばスマートカードの販売のような顧客管理サービスは、それがサービスの基本的補助要素と考えられる場合には、アクセス・コントロール・サービスのプラットフォームとなる電気通信サービスの一部とみなされる。明確な基準はないがそれ以外のプラットフォームについても電気通信と同様に考えられるから、スマートカードの販売等の顧客サービスは基本的要素として規制を受ける。
- ・個別免許を有する者は、アクセス・コントロール・サービス・クラス免許ではなく、その個別免許の条件においてアクセス・コントロール・サービスを提供する。

(3) VADS クラス免許

同免許に以下を挿入する。「本免許に基づいてコンディショナル・アクセス・サービス（デジタル・テレビジョン放送又はアナログ放送に関するものを除く）を提供する者は、アクセス・コントロール・サービス・クラス免許の規定を遵守するものとする」

(4) SPL クラス及びTSL クラス免許

これらのクラス免許についてDTIは、別途本年中に、本文書に提案されたアクセス・コントロール・サービスに関する事項及びその他の事項を折り込んだ形でその改廃を諮詢する。



KDD RESEARCH



(5) 個別免許

関連するすべての個別免許は今後順次改訂される。

4. 質問文書への反応

現在までに公表されたものとしては以下のようなBTの短いコメントがある。

- ・質問文書は放送サービスとそれ以外のサービスに対するコンディショナル・アクセスの規制について重要な問題を提起している。DTI／オフテルが述べる通り、それが可能な限り共通の規制を目指すべき。
- ・とは言え、現在は予期できないような技術等の展開の結果、提案にかかる規制が現実に適合しないものになってしまふ危険は許容できるより大きいように思われる。同規則には情報社会における技術革新を停滞させ競争を害する危険がある。
- ・よってBTは自らの免許に提案された条件が付加されることを望まない。規制の範囲は、公正競争に対する現実の、認識可能な危険に限定されるべきである。

<出典>DTI/Oftel共同質問文書 (7.17) 他

COMMENT

B Sky Bからケーブル・テレビジョン事業者への番組供給に関する公正取引委員会の審査は、委員会が示した公正競争条件に同社が服することで一旦落着した形になっているが、同社に対する怨嗟の声はなお強い。料金が高すぎる、パッケージ化されていて特定の番組を選ぶことができない、等々の苦情に関して独立テレビジョン委員会でも審査が行われている。GENERAL Cable (全英第4位) の場合、B Sky Bの収奪的料金政策のためにテレビジョン視聴のみの利用者一人あたり月7£の欠損が発生しているという。同社は、この10月に視聴料金値上げと電話サービス関連設備投資拡充を発表し、利用者一人あたり月5£の利益が上がるという電話サービスへの傾斜を強めつつある。

つまり、本年1月に制定されたコンディショナル・アクセス・クラス免許は、デジタル・テレビジョン放送の分野で同様のことが起きないようすることを企図した措置であったと言える。

これに対し、今般提案されたアクセス・コントロール・サービス・クラス免許案は、インターネット放送や「規制の隙間」に落ちるようなハイブリッド型サービスを押さえることに第一の目的があると考えられる。第二の目的は、電子商取引、特に電子モールのようなプラットフォーム提供の分野で公正競争を確保する足掛りとなる規制を構築することにあると考えられる。

英国における電子商取引規制の今後の発展を占う上で、また、我が国への示唆として、今般のDTI／オフテル提案は重要である。

(古閑 裕朗)



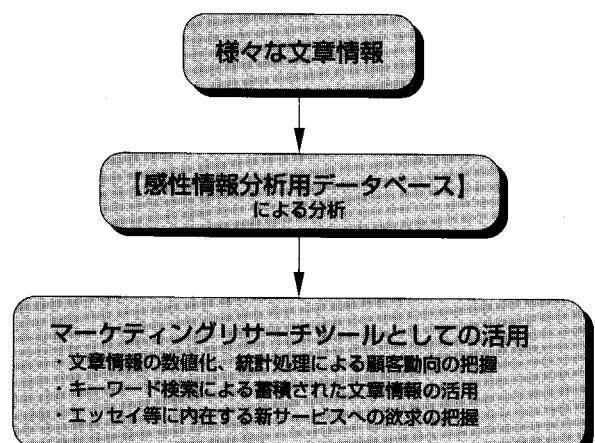
KDD RESEARCH

文章情報を論理化して活用するために ～(株)KDD総研の「感性情報分析用データベース」を用いた情報分析サービス～

(株)KDD総研の「感性情報分析用データベース」を用いた情報分析は、さまざまな文章情報を含まれている感性情報を、定量化、論理化し、企業活動に役に立つ情報として加工することができます。

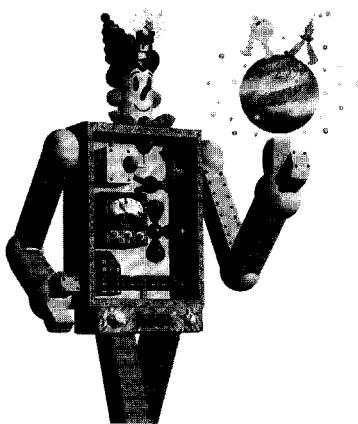
本情報分析を用いることにより、苦情、お客様からのコメント、アンケート、エッセイ等の文章情報から、生活者の欲求や生活行動を論理的に分析し把握することが可能となります。

なお、この他に生活者の感性を分析する各種サービスも行っています。



●「感性情報分析サービス」についてのお問い合わせは
株式会社 KDD総研 市場開発部
〒362 埼玉県北足立郡伊奈町小室10281 KDD小室ビル内
TEL 048-723-5066 FAX 048-723-5185

KDD 総研 **R&A**
世界の通信ビジネスの最新情報誌
1997 November



●発 行 日 1997年11月20日
●発 行 人 景山 正
●編 集 人 安道 宰一郎
●発 行 所 株式会社 KDD総研
〒163-03 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDビル29F
TEL. 03 (3347) 6926 FAX. 03 (5381) 7017
●年間購読料 30,000円（消費税等・送料込み、日本国内）
●レイアウト・印刷 株式会社丸井工文社



海外販売代理店

■KDD Europe Ltd.
6F Finsbury Circus House, 12/15 Finsbury Circus,
London EC2M 7EB U.K.
Tel:44-171-382-0001 Fax:44-171-382-0005

■KDD Belgium S.A./N.V.
Boulevard du Regent 50, Boite7, 1000 Brussels, Belgium
Tel:32-2-511-3116 Fax:32-2-502-9158

■KDD Deutschland GmbH
Immermannstr. 45, D-40210 Dusseldorf, Germany
Tel:49-211-936980 Fax:49-211-9369820

■KDD TELECOMET H.K. LTD.
Room 2701, Lippo Tower, Lippo Centre,
89 Queenway, Central, Hong Kong
Tel:852-2525-6333 Fax:852-2868-4932

■真韓圖書 (JIN HAN BOOK STORE)
大韓民国Seoul特別市中区巡和洞1-170 Samdo Arcade 12
Tel:82-2-319-3535 Fax:82-2-319-3537

■海外新聞普及 (株) (OCS)
〒108 東京都港区芝浦2-9
Tel:03 (5476) 8131 Fax:03 (3453) 9338